

決算特別委員会記録

1 日 時 平成30年10月24日（水）
 午前10時00分 開会
 午後 4時38分 散会

2 場 所 議員全員協議会室

3 出席委員（21名）

委員長	近 藤 司	副委員長	永 易 英 寿
委員	神 野 恭 多	委員	米 谷 和 之
委員	井 谷 幸 恵	委員	藤 田 誠 一 夫
委員	田 窪 秀 道	委員	小 野 辰 夫
委員	太 田 嘉 一	委員	三 浦 康 司
委員	篠 原 茂	委員	大 條 雅 久
委員	高 塚 広 義	委員	藤 原 雅 彦
委員	伊 藤 謙 司	委員	藤 田 豊 治
委員	藤 田 幸 正	委員	岡 崎 溥
委員	伊 藤 優 子	委員	佐々木 文 義
委員	仙 波 憲 一		

4 欠席委員

なし

5 その他出席者

代表監査委員	寺 村 伸 治	監査委員	柿 並 哲 也
監査委員	山 本 健 十 郎	監査委員事務局長	曾我部 信 也

6 説明のため出席した者

市長	石 川 勝 行	副市長	寺 田 政 則
----	---------	-----	---------

企画部

企画部長	原 一 之	総括次長（地方創生推進監）	佐 薙 博 幸
次長（総合政策課長）	亀 井 利 行	次長（秘書広報課長）	岡 田 公 央
次長（財政課長）	河 端 晋 治	次長（別子銅山文化遺産課）	秦 野 親 史
情報政策課長	山 内 嘉 樹	地方創生推進課長	藤 田 康
秘書広報課主幹	山 本 知 輝	財政課主幹	久 枝 庄 三
別子銅山文化遺産課主幹	藤 田 和 久		

総務部

総務部長	多田羅 弘	総括次長（総務課長）	眞 鍋 育 朗
次長（税務長・資産税課長）	伊 藤 繁 次 郎	次長（人事課長）	神 野 賢 二
契約課課長	堀 尚 子	管財課長	加 藤 大 和
市民税課長	伊 藤 裕 敏	収税課長	白 石 勝 彦
債権管理対策課長	近 藤 弘 二	市史編さん室長	高 橋 聡

人事課主幹 竹 林 栄 一 収税課主幹 伊 藤 博

福祉部

福祉部長 白 石 亘 総括次長（健康子育て推進監） 藤 田 憲 明
次長（地域福祉課長） 伊 達 忠 幸 次長（子育て支援課長） 曾我部 み さ
介護福祉課長 木 俵 浩 毅 国保課長 櫻 木 俊 彰
生活福祉課長 桑 内 章 裕 東新学園長 高 橋 靖 志
介護福祉課参事（地域包括支援センター所長） 古 川 哲 久 保健センター所長 木 戸 貴美佳
介護福祉課主幹 東 田 寿 重 国保課主幹 藤 縄 敏 子
国保課主幹 中 西 輝 宣 生活福祉課主幹 村 上 仁 志
地域包括支援センター主幹 伊 藤 美 幸 保健センター主幹 近 藤 珠 美

市民部

市民部長 岡 松 良 二 総括次長（防災安全課長） 原 正 夫
地域コミュニティ課長 長 井 秀 旗 市民課長 酒 井 千 幸
人権擁護課長 青 木 隆 明 男女共同参画課長 松 木 真 吾
上部支所長 伊 藤 宏 川東支所長 河 野 一 郎

出納室

会計管理者（出納室長） 和 田 昌 志

議会事務局

議会事務局長 糸 野 誠 二 議事課長 飯 尾 誠 二

選挙管理委員会事務局

選挙管理委員会事務局長（企画部情報政策課長） 山 内 嘉 樹

水道局

水道局長 園 部 省 二 次長（水道総務課長） 三 沢 清 人
次長（工務課長） 丹 下 輝 彦 水源管理課長 小 野 隆 典
水源管理課主幹 村 尾 裕

7 委員外議員

加 藤 喜三男 豊 田 康 志

8 議会事務局職員出席者

議会事務局長 糸 野 誠 二 議事課長 飯 尾 誠 二
議事課主幹 小 島 篤 議事課議事係長 美 濃 有 紀
議事課庶務係長 和 田 雄 介

9 付託案件

認定第1号
認定第2号

10 会議の概要

午前 10時00分開会

○寺村監査委員：審査意見書の訂正説明

認定第1号

○三沢清人水道局次長：説明

○柿並監査委員：監査意見

認定第1号質疑

【水道事業会計】

○委員（大條雅久）決算時点で、時効を過ぎている水道料金等の未収はありますか。あるとすれば、件数と金額を教えてください。また、その中で回収不能と判断しているものはありますか。あれば件数と金額を教えてください。

○三沢水道局次長（水道総務課長）平成29年度決算時点で時効を過ぎている債権は731件、金額は3,989,201円です。そのうち、現時点で回収が難しいと判断しているものは727件で、金額は3,986,201円です。

○委員（大條雅久）今年の2月議会で回収が不能だということで、債権放棄を288件、563万円されていますが、今お答えいただいた回収が難しいと判断した債権とは、どういう時間差があったのですか。2月議会で説明のあった債権放棄の時点では、今の727件、398万円は回収見込みありとされていたのですか。

○三沢水道局次長（水道総務課長）決算の時点では、まだ収納の可能性があると判断して残しましたが、現時点で、それが難しいと判断したのは、平成28年度に債権管理条例を施行し3年目を迎えて実績を検証した結果、これまでの3年間で債権放棄できるのにしなかった債権のうち、この2年半で収納となったのが7件、12,859円と成果が上がっていないということで、その実績を踏まえ、残り半年で390万円を収納できるかどうかを考えたときに、それは難しいと判断しています。このうち、いくらか入るものもあるかもしれませんが、基本的には3,986,201円を今年度の債権放棄の対象額と考えています。これに、平成30年度中に新たに時効を迎える債権を加えた額が債権放棄の対象額と考えています。

○委員（大條雅久）新たに時効を迎える未収の

料金に対して、これまで3年間、債権管理条例ができてから、滞納整理が目的ではなく、滞納されていたものをいかに回収するかが目的で頑張ってきたと理解していますが、水道料金に限らず努力の姿が見えず、後で報告すればよいとの印象があったので聞きましたが、新たに今年度時効を迎えようとしているものに対して、どういった努力をしているのか、どういった回収をされているのかご説明ください。

○三沢水道局次長（水道総務課長）回収努力については、定期的な納付書、催告書の送付や分納誓約に基づく計画的な徴収の支援、訪問による徴収等を行っていますが、これらは分納中ということで、債権放棄の対象とは考えておらず、新規で時効を迎えるものについては、現時点でそれらの努力が報われていないというもので、非常に回収が難しいものと考えています。給水停止をしているものについては、転居先での給水申請があったときに、過去の滞納分について話をする機会をとるといった努力を続けていくよう考えています。

認定第1号要望

○委員（岡崎博）監査委員から、瀬戸・寿上水道の問題で平成30年度末をめどに市の水道事業との統合に向けて取り組むとの水道組合との共通認識が得られたとあり、平成29年度の予算特別委員会で理事者から、今後2年をめどに統合についての結論を出すことの合意が得られたと報告を受けましたが、これまでその確信が裏切られてきたという経緯がありますので、公平公正な水道事業を確立していくために、平成30年度末統合実現に向けて頑張ってくださいことを要望します。

○委員（大條雅久）監査委員からの意見の中で、5年、10年先を見据えた将来の経営のビジョンを早く出すようにとありましたが、私も全く同感で、これをまとめるためにも瀬戸・寿上水道問題の件は、解決を見なければいけないと考えています。水道管路の耐震化につきましても、現在の進捗が新居浜の水道会計の状態からすれば、控え目に進められているような印象を持っています。会計を赤字にするわけにはいかないのですが、もっと進めることができるように思いますので、これからの5年、10年の経営計画の中で、それを数字として示していただいて、将来に展望が持てるように要望します。

認定第1号採決

○委員長（近藤司） これより認定第1号を採決いたします。

認定第1号は認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

異議がありますので、挙手により採決を行います。

なお、挙手しない場合は反対とみなします。

認定第1号は認定することに賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数です。よって、認定第1号は認定すべきものと決しました。

以上で認定第1号の審査は終了いたしました。

午前10時50分休憩



午前11時00分再開

○河端財政課長：説明

○寺村監査委員：監査意見

認定第2号 第1グループ質疑

【ふるさと応援寄附金推進費】

○委員（藤田誠一） PRや返礼品等の経費の内訳は、いくら寄付してもらうことができましたか。総務省の指示があったと思いますがその対応はできていますか。3点について伺います。

○亀井企画部次長（総合政策課長） 総額3億6,361万3,000円のうち、返礼品の調達及び発送業務委託料が、2億9,206万8,000円、PR用パンフの印刷費等需用費が約50万円、その他楽天及びふるさとチョイス等のシステム使用料が約6,279万円、非常勤職員及び臨時職員賃金等で約463万円、通信運搬費等323万円などとなっています。平成29年度の寄附実績は、2万4,171件、5億6,952万9,684円となっており、差し引きで約2億600万円のプラスとなりました。総務省からは平成29年4月に返礼の割合を3割以下とするよう通達があり、その後事業者と調整し、本市では平成29年度末で全ての返礼品を3割以下に変更しました。しかし、一部自治体が総務省の要請に応じず、高額な返礼品を引き続き取り扱っていること

から、今年4月には、返礼割合3割に加えて、地場産品に限るという通知が新たに出されました。本市では、従来から返礼品は愛媛県産品に限定しており、これらは地場産品との考えでいしましたが、総務省の見解は地方団体の区域内、すなわち新居浜市で生産されたもので、現在ビール、酒、かんきつ類が地場産品外との指摘を受けています。これらの商品を含めて地場産品の定義が曖昧である中、国は違反した自治体は制度から除外して税の優遇措置を受けられない仕組みを導入する方向で現在検討しており、今後は国の動向を見極めながら適正に対応したいと考えています。

【笑顔輝くプロジェクト推進費】

○委員（神野恭多） 事業に対しての総括、事業終了後の活用方法、継続に向けて今後留意する点をお伺いします。

○亀井企画部次長（総合政策課長） 笑顔甲子園は、平成23年度に開始し、平成29年度まで7回実施しており、平成29年度は、従来の笑い演技部門におもしろ動画部門を加えて、より多くの高校生に参加してもらえるよう新たな取り組みを行いました。

これまでの総括としては、応募する高校生が減少傾向にあることや、高校生を含めて市民全体への広がりが少ないことなどが課題と考えています。

一方で、毎年楽しみに来場している市民も多く、来場された方からは一生懸命取り組んでいる高校生の姿に感動した、プロの芸に触れて笑顔が見られたなどと高い評価も得ています。より多くの市民の皆さんの賛同を得て、市民が愛着を感じる大会にできるかどうかポイントではないかと認識しています。

次に、事業終了後の活用方法については、本大会のOBの中にはプロとして活躍している人や現在プロの養成学校に行っている人、大学の落研で活躍している人などさまざまですが、皆さんSNSやメディアなどを通じて、この笑顔甲子園のことや新居浜市のことを常に発信してくれています。活用というと少し語弊がありますが、本市で開催するイベントへの招聘や全国で活躍する皆さんに本市をPRしてもらえるよう、観光大使や応援大使への任命なども今後検討したいと思います。

最後に、継続実施する場合の条件としては、参

加者の増加と観客を含めた市民への広がりが必要と考えており、ことし実施した実行委員会方式での開催や新たに組み込んだクラウドファンディングによる支援など、反省点を含めて、今後検討したいと考えています。

【走る広告塔事業費】

○委員（藤田豊治） 3点ほど質問したいと思います。

ラッピング広告した車両、長距離バス、トラックは何台運行していますか。そのうち、ラッピング補修・改修等をしたものはありますか。

2点目は、効果は高いと思われるのですが、効果の検証はされましたか。

3点目は、ラッピング広告をふやす検討をしましたか。

○岡田企画部次長（秘書広報課長） まず、運行台数に関する平成29年度実績は、ラッピングを施した高速バス2台で今治、大阪間を1日2往復定期的に運行するとともに、年間を通して不定期ではありますが、本市を拠点とする長距離貨物トラック5台が関東・中越・中部・近畿・中国・九州方面等、全国各地を走行しています。

ラッピングの補修、改修については、一般にラッピングの耐用年数は5年と言われており、当該事業は平成25年度末にバス2台、トラック2台で運行を開始し、本年度末で満5年を迎えることとなりますが、今月初旬に各事業者に対し直近の状況を確認したところ、全ての事業者からラッピング状況はまだまだ大変きれいで、補修の必要は全くない、次年度もそのまま運行したいと言っているようです。したがって、補修等の実績はありません。

次に、効果の検証について当該事業は、本市の主要な魅力である別子銅山産業遺産群、太鼓祭りのラッピングをして運行することにより、本市のイメージアップ、観光客の集客、ひいては経済効果につながっていくことを期待していますが、当該事業のみに限定して効果を検証することは、困難と考えています。本市は近年、特にシティブランド戦略策定後、市外に新居浜ファンをつくることに力を注いでおり、首都圏でのイベント開催、地下鉄車両へのポスター掲示、SNSの積極的活用、テレビ、新聞広告等、さまざまなシテプロモーション活動を積極的に展開し、総合的な成果、効果などを認識していますが、当該事業

開始前の平成25年中と平成29年中の1年間の本市への入り込み観光客数を比較すると、約220万人から260万人へと5年間で40万人の増加、また太鼓祭りに限定すると約13万3,000人から約21万4,000人へと8万1,000人の増加となっています。

また、イメージアップが図られている一端として、トラック運転手の方から、高速道路やインターチェンジ、荷物の積みおろし先などで、新居浜市の場所や太鼓台の大きさ、お祭りの開催時期など、興味を持って質問されることがたびたびあるとのこともお話も聞いています。

ラッピング広告をふやす検討について、特に長距離貨物トラックについては、事業者の深い理解、協力により、当初のラッピング費用を負担すれば、原則として5年間無償で全国各地を走り回っていただく協定書を締結しており、極めて費用対効果が高い効率的な広報媒体であると認識しています。そのため、平成29年度当初に新居浜・西条地区トラック協会に対し、当該協力事業者をもっとふやしたい旨のお願いをし、協会を通じ加盟業者を募集し、従来の2台から5台へと3台ふやすことができたばかりですので、現時点においてはさらなる増加検討は行っていません。

なお、今後とも、費用対効果を重視し、より効率的な本市のイメージアップ策を推進していきたいと考えています。

○委員（神野恭多） ラッピングにQRコードをつけていましたか。

○岡田企画部次長（秘書広報課長） ついていません。

○委員（神野恭多） QRコードは、今みんなスマートフォンを持っていて、簡単にピッととれて、お金もかからない、シールを張るだけだと思うので、そういうことも検討をしていくことはありますか。

○岡田企画部次長（秘書広報課長） ちょうど5年目を迎えておりまして、次回の切りかえのときには、そんなようなことも含めて十分検討していきたいと考えています。

【お試し滞在推進費】

○委員（田窪秀道） 移住用民間賃貸住宅はどこにありますか。空き家バンクとして登録している住宅なのでしょうか。

また、諸収入21万7,000円の内訳を教えてください。

○藤田地方創生推進課長 民間賃貸住宅の場所は、イオンモール新居浜の東側にあるマンション、アーバンコート北新町の6階の1室、3DKの部屋を借り上げて、お試し移住用の賃貸住宅として運用しました。

空き家バンクへの登録については、お試し移住は短期の一時的な仮住まいに位置づけられるため、空き家バンクには登録はしていません。

収入については、お試し移住の利用者から、利用料として世帯単位で1日当たり1,000円を市へ納めていただいたものです。

○委員(田窪秀道) 年間9人の利用者があったということですが、1人当たり3万7,000円の財源投入の成果としてはいかがなものでしょうか、御見解をいただきたい。

○藤田地方創生推進課長 利用期間は、最低1週間から、長くて1カ月を設定しています。利用されている方を見てみると、おおむね1カ月の利用が多く、年間を通して切れ間なく利用していただけたとすれば12世帯の方に利用していただくこととなります。

結果として、平成29年度は9人の利用ということでしたが、12カ月満度に使っていただけるように利用調整を図りながら、最大の12世帯に近づけていきたいと考えています。

○委員(田窪秀道) その9人のお試し滞在で、本市に移住を決められた方は何名いますか。

○藤田地方創生推進課長 3人です。

○委員(篠原茂) 延べ人数9人ということですが、何世帯だったのでしょうか。

利用者は前年度と比較して伸びていますか。PR方法について、前年度から工夫している点があれば教えてください。

○藤田地方創生推進課長 世帯数は9世帯、このうち8世帯は単身世帯で、世帯数と人数は同じです。残りの1世帯は夫婦での申し込みでしたが、奥様の都合が悪く、結局御主人だけの利用となりましたので、結果として9人で9世帯になっています。

前年度との比較ですが、平成28年度は、5世帯、6人の利用があり、成果として、2世帯、2人が本市へ移住されました。

PR方法での工夫については、市のホームページや移住情報誌への掲載を行うほか、東京、大阪などで開催されている移住フェアに職員が直接出

向き、移住相談等に当たり、直接PRしていません。

さらに、平成29年度は、北新町のマンション1室のみでしたが、今年度からは松原町の国道バイパス沿いにある旧国家公務員住宅を市が買い取り、全20戸のうち2戸をお試し移住用住宅として運用を開始していますので、単純に部屋数が3倍になったことから、大いにPRを図っているところ です。

○委員(神野恭多) 9人利用されて、3人がこちらへ移住されたということですが、この9人は、新居浜にゆかりのある方なのでしょうか、どういう方なのでしょうか。

○藤田地方創生推進課長 9人の利用状況の内訳を見ますと、結婚を機に新居浜への移住を検討され、試験的にお試し移住制度を使ってみたいという方が2人いました。あとの方は、愛媛県内や、瀬戸内近辺、東京、神奈川、遠いところで言いますと岩手の方もいますが、移住の候補先の一つとして新居浜市を選び、まずはお試し移住で生活体験を試みようという状況でした。

【新居浜情報定期便事業費】

○委員(神野恭多) 事業による効果と、SNS等さまざまな情報伝達ツールの利用についての検討があったのかをお伺いします。

○藤田地方創生推進課長 当該事業については、平成29年度からスタートしました。現在、県内の方16名、県外の方44名、延べ60名が登録しています。

事業効果としては、昔ながらのアナログ的なアプローチとして、市内に3誌あるタウン情報誌や市のイベント情報等の冊子をまとめて送っています。そのことによって、本市へUターンする可能性のある登録者の方とのつながりを維持するとともに、将来的な移住につなげるきっかけになるということでの効果を認識しています。

SNSの利用については、登録時に市のSNSの情報等もお伝えしています。先ほど申し上げました、ふるさとのぬくもりや懐かしさを五感で感じてもらう方法と、現代的なSNS情報を使った双方向でのやりとりで対応しています。

○委員(神野恭多) 僕が思っていたのとやっていることが違うのでちょっとびっくりしました。60人にターゲットを絞って、新居浜市との縁が切れないようにということも大切だとは思いますが

が、アナログの方法を否定するわけではありませんが、今これだけSNSが発展しているのに、固定したターゲットだけに発信していくのは、少し違うのかなと感じます。もっと多くの方に新居浜の情報を定期的に発信するのであれば、フェイスブックだけではなく、LINEでもページや無料スタンプをつくって、どんどん登録をふやすなど、いろいろできると思いますが、そのあたりの検討はしているのでしょうか。

○藤田地方創生推進課長 SNSを活用した情報伝達の重要性を十分踏まえた上で、去年からHello!NEW新居浜webサイトを開設していますが、それに加え、今年度、移住、定住に特化した専用ポータルサイトの構築を進めているところです。ここで特定の登録者だけではなく、不特定多数の新居浜市に興味がある方、あるいは移住を検討されている方に対して新居浜市の魅力も含めて移住、定住につながる情報発信が可能となり、これまで以上にフェイスブック、ツイッター、インスタグラムなどを使った情報伝達によるネットワークの輪を広げていきたいと考えています。

午前 11時57分休憩



午後 0時59分再開

【移住者住宅改修支援事業】

○委員（三浦康司） 事業対象1件で400万円の補助金支出ですが、その補助金の限度額や補助率はどのようになっていますか。

○藤田地方創生推進課長 当該事業については、愛媛県と新居浜市、両方で予算措置が必要となる協調補助金として位置づけられています。平成29年度の予算要求時点においては、事業の申請が見込まれなかったことから、頭出しとして1件分を計上したものです。結果として1件の実績となりました。なお、実際に申請があった場合には、県での予算対応の可否を確認した上で、補正予算で対応することとなります。内容については、県外からの移住者を対象としており、限度額については、住宅改修工事で働き世帯の場合は200万円、子育て世帯の場合には400万円が補助金の上限額となります。これに加え、家財道具の搬出、処分も補助対象となっており、こちらは働き世

帯、子育て世帯、共に20万円が上限となっています。補助率については、住宅改修工事、家財道具の搬出、処分が補助対象の3分の2で、県と市がそれぞれ折半するものです。

○委員（高塚広義） 住宅改修を希望する県外からの移住希望者数、空き家バンク登録件数についてお伺いします。

○藤田地方創生推進課長 県外からの移住希望者の把握は大変難しい面がありますが、平成29年度に移住専用窓口で移住に関する相談を受けている件数を移住希望者数とした場合、78件になります。この事業の補助対象は県または市の空き家バンクに登録している物件ですが、市の空き家バンクの登録件数は平成29年度末で延べ36件、このうち24件が成約済みであることから、現在の活用可能件数は12件です。

○委員（高塚広義） 当初の移住目標数は3人でしたが、実績は1件で、その移住人数をお伺いします。また、市のホームページで移住者に関するもので検索すると、移住者住宅改修支援という事業がなかなか見当たらず、改良する余地があるかと思いますが、どのように考えていますか。

○藤田地方創生推進課長 平成29年度実績の1件は子育て世帯に該当し、移住人数は夫婦と子供5人の7人です。

ホームページでの広報については、県でもPRをし、市でもホームページで周知していますが、移住検討者がメリットとして受け取れるような伝え方が十分にできていないのではないかと認識しており、それが1件という結果にもつながっていると思います。移住者住宅改修支援は、移住を進める上での有効な施策の一つであると認識しており、今後も県とともに県外の方への積極的なPRに努めたいと考えています。

○委員（高塚広義） ホームページ上の移住者支援のところに住宅の改修工事前後を写真等で載せるとか、見える化をすることが次の希望者を募るのにも効果を発すると思いますが、その点について見解をお願いします。

○藤田地方創生推進課長 広報については、本年度、移住、定住の専用ポータルサイトの活用を図るとともに、首都圏向けのシティプロモーションマガジンでの情報提供も考えています。さらに、移住された方の了解を得た上での話ではありますが、先ほどご提案がありました、実際に住宅改修

支援を使って本市へ移住された方がどういった世帯で、どんな感想を持っているかなど生の声をストレートに伝える手法は大変有効であると考えますので、対応を検討したいと思います。

【財政調整基金積立金】

○委員（伊藤優子） 一昨年は5億6,004万円、昨年は3億2,000万円で、ことしは2億9,352万円です。もちろん年によって違うと思いますが、毎年これだけはという目標はありますか。

○河端企画部次長（財政課長） 財政調整基金の毎年の積立目標については、市税や地方交付税などの状況にも左右されますが、地方財政法第7条により、決算剰余金の2分の1を翌々年度までに積み立てる必要がありますので、本市の場合ですと、例えば平成29年度決算剰余金約11億円の2分の1、5億5,000万円を平成31年度までに積み立てることを目標としています。

○委員（伊藤優子） 目標ということではなく剰余金の半分を積み立てるということで、毎年2年後に先送りになるということですか。

○河端企画部次長（財政課長） 2年間で合計5億5,000万円ということになります。

○委員（伊藤優子） ただ貯金をふやしていけばよいということではないと思いますが、目標はありますか。

○河端企画部次長（財政課長） 財政調整基金の目標積立額については、平成16年の災害発生時に財政調整基金の取り崩し額が24億3,000万円に上ったことを教訓に、安定的な財政運営を行っていくため、最低でも30億円を下回ることのないよう、また大規模な災害等不測の事態がない場合は、現在の水準、平成29年度末の44億円程度を維持することを目標としています。

【基幹統計費】

○委員（仙波憲一） 委託事業も含めて行っていると思いますが、平成29年度と今年度で統計事務の違いは、どういうものがありますか。

○亀井企画部次長（総合政策課長） 統計調査には、毎年実施している調査と数年ごとに実施している周年調査があります。年度により調査員の報酬額が異なり、決算額も変動しています。

平成29年度、平成30年度ともに、毎年実施する学校基本調査と工業統計調査のほか、各種統計調査を実施するための統計調査員確保対策事業を実施していますが、そのほかに平成29年度は5年に

1度の就業構造基本調査と平成30年度に実施する住宅・土地統計調査の準備としての調査単位区の設定事務を実施しました。

一方、平成30年度は、平成29年度に準備した、住宅・土地統計調査及び5年に1度の漁業センサスについて現在実施しているところです。また、平成31年度に実施予定の経済センサス基礎調査及び農林業センサス、平成32年度に実施予定の国勢調査の準備事務を本年度実施する予定としています。

○委員（仙波憲一） その中で、例えば市町村が統計調査に基づいて流用してもいいものと、流用は少し難しいが、政策に生かせるものがあると思います。そのあたりの利活用はどうなっていますか。

○亀井企画部次長（総合政策課長） 統計調査の結果については、毎年刊行している新居浜市統計書に情報を掲載するとともに、ホームページで掲載し、広く周知をしています。

それぞれの具体的な調査結果については、例えば長期総合計画を初めとする各種計画の策定に当たっての基礎資料として活用しているほか、市民や事業者が求めた場合は情報提供をしています。

【長期債元金償還金】

○委員（岡崎溥） 臨時財政対策債について、性格等の説明いただきたい。

○河端企画部次長（財政課長） 臨時財政対策債については、国が毎年定める地方財政計画において、地方の財源不足解消のため、地方交付税の代替措置として発行される地方債で、地方交付税と同様、使途に制限はありません。

また、その元利償還金については、全額が後年度基準財政需要額に算入され、地方交付税で補填されることとなっています。

○委員（岡崎溥） 国が税込不足で財政が非常に窮屈になり、十分責任がとれないということで、地方に借金してくれという理解でよろしいですか。

○河端企画部次長（財政課長） 地方に借金してくれということではないですが、財源不足の半分を国が面倒見て、その半分を地方が自分で負担をなささいというような措置でこの臨時財政対策債を発行しています。

○委員（岡崎溥） この臨時財政対策債については100%国が面倒を見るということではないのです

ね。

○河端企画部次長（財政課長） そのとおりです。

○委員（岡崎博） 毎年これを繰り返しているわけですが、ふえ続けているという問題についてどう考えていますか。

○河端企画部次長（財政課長） 過去の推移を見てみますと、臨時財政対策債の残高はふえ続けており、平成29年度末現在で約223億5,000万円になっています。一方、ここ数年の一般会計の市債残高は約500億円程度で推移し、臨時財政対策債を除く市債残高は減少傾向にあります。

○委員（岡崎博） 私も調べてみたところ、導入時の2001年では市債残高は総額約841億7,000万円で、2017年度時点では約853億4,000万円、大きく言えばそう変わっていないことを言われたわけです。

ただし、臨時財政対策債のほうは大きくふえています。純粋に市の借金は約805億8,000万円から約630億円に大きく減っているの、それはよいことだと思いますが、意図的にそうしたのですか。

○河端企画部次長（財政課長） 意図的ではなく、通常、市債は、建物を建てたり、道路をつくったり、そういう普通建設事業の財源として充てるため、そういった事業が多いか少ないかによって、結果としてこのようになりました。

○委員（岡崎博） 可能性として、政府が発行可能額を減らしてきたためという側面はありますか。

○河端企画部次長（財政課長） 国がそういったことを地方に強いることはありません。

○委員（岡崎博） これはずっと続いてきて、しかもどんどんふえてくということですが、2001年度時点では借金総額の4.3%、ところが2017年度時点では26.2%をこの臨時財政対策債が占めており、一気に払えないので、半永久的に続くのだろうと思います。政府が本当に責任を持つということ、これが半永久的に続いていくということだろうと思いますが、今まできちんと支払ってもらえていますか。

それと、この対策債は、自治体の責任で借金しているわけですから、利息、元金の支払いは、自治体が責任を持って管理しなくてはならず、入るべき金が入らなかつたらいけないので、その辺は

きちんと入っていますか。支払いの期間が15年払いなのか、20年払いなのか、30年払いなのか、その辺の関係で支払いも変わってくるだろうと思いますが、国はどんな責任の持ち方をしてくれているのかということをお聞きしたいと思います。

○河端企画部次長（財政課長） 普通交付税を算定する際に、基準財政需要額、これだけの財政需要があるという需要額を見てみますと、平成29年度で臨時財政対策債の償還金として算入されている額が15億259万1,000円あります。それから、平成14年から平成29年度までの算入額の合計、これが101億534万2,000円ということで、今まではそういう形で需要額には入ってきています。

資金管理については、ほかの自治体と同様、臨時財政対策債についても支払いが終わるまでは市が責任を持って償還をしていきます。

支払い期間について、平成29年度に借り入れた臨時財政対策債は、20年で償還する予定となっています。

○委員（岡崎博） ほかの自治体でも同じ傾向を示していますか。

○河端企画部次長（財政課長） ほかの自治体も同様の傾向で、ふえ続けているのが現状です。

【財産管理費】

○委員（大條雅久） 平成29年度の借地料の支払い状況についてお伺いします。

旧繁本住宅、旧磯浦引揚者住宅、旧新田引揚者住宅の収支状況はどうなっていますか。現在も住民登録がされ、居宅として使用されているのでしょうか。旧繁本住宅に係る借地料が184万4,000円、旧磯浦引揚者住宅に係る借地料が46万円、旧新田引揚者住宅に係る借地料が37万2,000円、これは市が地主に対して支払った地代と理解していますが、実際に住んでいる方、借りている方からの地代収入はどのように入っていますか。

○加藤管財課長 市が借地料を支払っている旧繁本住宅、旧磯浦引揚者住宅、旧新田引揚者住宅の収支状況については、それぞれの地域内で道路部分を除いておおむね市が借地料を支払っているのと同じ料率により、面積に応じた貸付料をいただいています。

具体的に申し上げますと、繁本住宅については、決算額の184万4,000円に対して、貸付料調定額は156万3,188円になります。旧磯浦引揚者住宅

については、借地料45万9,268円に対し、貸付料調定額は25万8,516円となっています。旧新田引揚者住宅については、借地料37万1,961円に対し、貸付料調定額は23万1,718円となります。ただし、一部については旧地代家賃統制令の当時の料率を適用して借地料をいただいている部分があり、これについては、今後契約更新時に公有財産規則どおりの料率での契約をお願いすることとしています。

一部の土地については、建物撤去によって市に返還している部分もあり、この部分については貸付料をいただいません。また、空き家となっている住宅もありますが、土地の貸付料はいただいています。

○委員（大條雅久） 3カ所の市が払っている地代合計はざっと267万円で、貸付料調定額を差し引くと、いただけていない金額が約62万円です。市が借りて、転貸しをしているわけで、通常の間借り感覚からすれば、1万円でも2万円でも利益が出るのが通常だと思うのですが、現実には267万円に対して調定額が62万円少ない。調定額を言われたが、実際の収入額はそれよりも少ないわけですよね。こういう状態が何年続いていますか。多分終戦直後、昭和20年代はそうは違わなかった、逆に利益が出たと想像もしたりするのですが、この最近10年間で言えばどういう状況ですか。

また、市民の方が使用していますか。該当するところにお住まいの世帯数は全部で何世帯ですか。

○加藤管財課長 住民登録については、確認がとれていません。それぞれの方に対して貸しており、それをさらにほかの方が使っているか、その辺についてはわかりませんし、現状では契約上の名前のことしかわからない状態です。

それと、貸付者については、繁本住宅は、平成29年度までは全部で12人、現状では1人減って11人になっています。磯浦引揚者住宅についても昨年1人市に返した方がいて、現状で5人となっています。新田引揚者住宅は、現状7人の方にお貸ししています。

○委員（大條雅久） 先ほど、過去10年間はどうかだったのかお聞きしていますが、答えていただけていません。それとあわせて、実際の収入額は、答えていただいた調定額よりもっと少ないのではないですか。

○加藤管財課長 それぞれの住宅敷地には通路があり、その部分については、公共の場所ということで貸付者をお願いすることは難しいので、借地料はいただいません。

また10年間については、現在の法律になってから、それほど金額の変動はございません。旧地代家賃統制令が廃止されたときには貸付料の値上げをお願いしたことはありますが、それ以降はおおむね現状に近い金額となっています。

実際の調定額と収入額との差ですが、何人か分納になっている方もいます。その方については、少しおくれぎみではありますが、今後もスムーズに貸付料をいただけるようお願いしているところですよ。

○委員（大條雅久） 結果として、今現在23世帯の方に昨年決算の調定額との差額でいうと約60万円の公費を投入している。その歴史的な意味を今の時点で問い直すという作業はしていますか。市が間に入って、民間地を借りて、住宅用地として貸し付けをしていることは、市の本来の行政目的として必要な市民サービスなのかという問いかけはしてきたのでしょうか。

あわせて、そういう便宜を図ってきた対象者が市民であるかどうかを確認されるつもりはありますか。

○加藤管財課長 赤字を出さない形にするとすれば、料率を上げるか、道部分についてもそれぞれの方に貸付料をお願いする形になります。道の部分については公の場所なので、その部分については貸付料をいただくのは難しいです。もう一つの方法として、料率を上げるという方法もありますが、公有財産規則以上の金額をいただくことは難しいので、現状の形をとらざるを得ないと考えています。

サービスを受けている方が市民かどうかを確認する方法については、検討したいと思っています。

【普通財産取得事業】

○委員（大條雅久） 慈光園南側の土地を土地開発公社から買い戻しをしています。利用目的は何ですか。

また、もし普通財産として買い戻しをしたのであれば、転売をするということですか。

○加藤管財課長 慈光園南側土地については、平成20年度に養護老人ホーム慈光園建設事業用地と

して、市から土地開発公社に先行取得を依頼し、土地開発公社が土地開発基金から借り入れを行って先行取得した土地です。

その後、慈光園を建設しましたが、南側の当該用地は利活用されず、いわゆる公社の塩漬け土地として保有されたままとなっていました。平成29年度土地開発基金の廃止に当たり、土地開発公社が借入金を土地開発基金へ返還する必要があり、今後、公共的な利用ができるよう普通財産として市が買い戻しを行いました。現状でまだ普通財産ですので、通常の草刈り等の管理を行っています。

【損害賠償金】

○委員（田窪秀道） 損害賠償金内訳6件、全て相手側と和解しているように見えますが、平成29年度の決算時に和解されずに次年度に持ち越した事案がありますか。被害者側は市が掛けている保険補償内容で全て納得されていますか。

○真鍋総務部総括次長（総務課長） 内訳6件のうち、和解の不要な見舞金であるスポーツ振興課分と生涯学習大学の事故の見舞金の2件以外の4件については、示談書等により和解済みです。

また、持ち越し事案としては、台風18号に係る浸水被害による事故について、対象となる220件のうち161件は平成30年2月議会に諮り、示談が完了しています。残り59件についても交渉を続け、平成30年6月議会に諮り、示談を完了しています。

○委員（田窪秀道） 王子町の水害で、被災者側が個人で掛けていた火災保険の補償を受けた場合、市が掛けている全国市長会市民総合賠償補償保険の補償内容査定との重複はどのように計算しましたか。

○真鍋総務部総括次長（総務課長） 市から被害者に対する補償内容と被害者が個人で加入する保険等による保険金の支払いを受けた内容が重複する場合には、二重利得を防止するため、保険法に保険代位という制度が規定されています。この制度を、今回の例に当てはめると、被害者が市に対して持っている補償についての請求権が保険金の支払いを受けたと同時に保険会社に移転します。今回の補償金の支払い事務においても、これに基づき被害者と保険会社双方に保険金の支払いの有無を確認するとともに、支払いがあった場合には、市からの補償内容と保険金の支払い内容を確認

し、重複があった場合、保険金相当額は保険会社に、残金を被害者に支払いましたので、重複はありません。

○委員（田窪秀道） 損害賠償の内訳の合計額は1億8,196万2,424円で、決算成果の損賠賠償の諸収入が1億8,187万2,000円になっていますが、これは何を加えたら、この金額になるのですか。

○真鍋総務部総括次長（総務課長） 損害賠償の内訳の合計額は1億8,196万2,424円ですが、この中の学校給食課の9万1,000円については、平成30年度に入っているもので、その分を控除すると1億8,187万1,424円となり、1,000円単位で丸めると決算成果の損害賠償金の諸収入1億8,187万2,000円となります。

○委員（田窪秀道） 損害賠償の内訳の欄外に全国市長会市民総合賠償補償保険料分担金233万5,983円と書いていますが、決算成果の一般財源242万6,000円と符合しないのはどうしてですか。

○真鍋総務部総括次長（総務課長） 学校給食課の9万1,000円が平成29年度に入れば233万5,000円になりますが、平成30年度の歳入となったことで一般財源がその分ふえています。

【収納管理費】

○委員（田窪秀道） 決算成果5ページ、年度別市税徴収実績において、現年度分の徴収率は99%台を保っていますが、滞納分については26.9%から30%となっています。滞納分の徴収率アップについての方策、そして滞納分が多くなると不納欠損も多くなると思いますが、その対策はどうされていますか。

○白石収税課長 滞納分の徴収率を効果的にアップさせる方策は難しく、市税滞納分の徴収率は県下の市部で三十数%が高いレベルと言われております。当市の取り組みとしては、大部分の滞納分については、現年分の滞納を含め、滞納件数または滞納金額がかさんでいるものを中心に、調査等で判明した預金や給与の差し押さえ等を執行、また軽自動車や不動産を捜索、公売するなどの滞納処分を数多く行うことで徴収率のアップを図っています。件数などにつきましては、29ページの4、市税の滞納処分執行状況の推移のとおりであります。また滞納分の中で高額滞納案件や徴収困難案件について、年間50件を選別し、愛媛地方税滞納整理機構へ移管し、徴収してもらうことも徴収率アップの方策の一つと捉えています。

質疑のとおり、滞納額が多くなると、不納欠損も多くなります。滞納額を減らすために、預金などの差し押さえ、軽自動車や不動産の捜索、公売などの滞納処分を積極的に行っていますが、同時に滞納にならない、させない環境づくりが重要であると考え、国、県、滞納整理機構、課税課や各種料金取り扱い課、金融機関等と納税環境についての協議を重ね、窓口及び受け付け体制の充実、納付や滞納処分の連携等を図っています。

その結果、市税徴収状況のとおり毎年徴収率を上げ、5年間で未収残額を約半分に減らし、滞納繰越額も約4割減らしています。

また、今後、納期内納付率が高くなる口座振替の加入推進を継続するとともに、コンビニ収納の科目拡大に取り組み、納付者の利便性の向上と納付機会の拡大を図り、現年度の徴収率をさらにアップさせ、新たな滞納を減少させることが対策になると考えています。

○委員（田窪秀道） 滞納分を徴収するのにかかった費用が管理費であると理解していますが、この徴収率が上がり、管理費も上がっていれば何も問題がないと思うのですが、平成28年度から平成29年度での間で収納管理費が十数万円下がっています。今回徴収率が上がり、管理費が下がっているというのはどのような努力をしたのでしょうか。

○白石収税課長 徴収率が上がると、連動して滞納も減少します。収納管理費には、督促料、印刷製本費、はがき代などの料金が入っており、滞納が少なくなればそういう額が当然減っていきます。

【コンビニ収納事業費】

○委員（小野辰夫） 軽自動車税のコンビニ収納の過去3年間の実績はどうなっていますか。コンビニ収納によって税収増の効果はありましたか。コンビニ収納の種目をふやす検討をしましたか。

○白石収税課長 軽自動車のコンビニ収納の過去3年間の実績ですが、平成27年度は利用件数が1万8,326件、納付額が9,414万6,000円。平成28年度は利用件数が1万9,492件、納付額が1億1,752万2,000円、平成29年度は利用件数が2万544件、納付額が1億3,008万3,000円と件数、金額ともに毎年ふえています。軽自動車税全体に占める割合は、平成27年度は件数で32.14%、金額で33.24%、平成28年度は件数で33.98%、金額で

34.58%、平成29年度は件数で35.3%、金額で36.64%となっています。

次に、コンビニ収納により税収増の効果があったのかということですが、決算時の徴収率については、コンビニ収納導入前の平成24年度は97.03%、導入後の平成25年度は97.32%、平成26年度は97.36%、平成27年度は97.48%、平成28年度は軽自動車税が増額改正された影響で率は96.94%に落ちましたが、平成29年度は97.15%となっており、税収増に一定の効果はあったのではないかと考えています。平成28年度に収納率が落ちたのは、県下の他の市部でも同じ傾向が見られましたので、これは致し方ないものと考えています。また、コンビニ収納の種目をふやす検討をしたのかということですが、科目拡大については平成31年度から軽自動車税に加え、市県民税の普通徴収、固定資産税、国保料、後期高齢者医療保険料、保育所保育料、介護保険料でもコンビニ収納を開始するため、現在システム改修や様式変更に取り組んでいます。

○委員（伊藤優子） 平成28年、平成29年とあまり数字は変わってないが、コンビニに支払う経費と市に入ってくる税収の差額はいくらになっていますか。

○白石収税課長 コンビニ収納業者に支払った手数料は、平成29年度は平成28年度と比較して6万5,000円増加しています。一方コンビニで収納した軽自動車税の金額は、平成28年度が1億1,752万2,000円、平成29年度が1億3,008万3,000円と、1,256万1,000円増えています。

○委員（田窪秀道） 介護保険料等をコンビニ収納にしたときに、滞納や不納欠損がふえてくると予想しますが、対策は講じられていますか。

○白石収税課長 基本的にコンビニ収納は納期内納付のみであり、納期内でなければその納付書はコンビニで受け付けできません。滞納になるのはその後の話になるため、それについては、各担当課で対応することになります。収納する場所がふえ、日中に銀行に行かなくても、夜間でもコンビニで支払えるので、納期内納付は当然ふえ、滞納は減るものと考えています。

【委員報酬】

○委員（三浦康司） 昨年、農業委員の定数や選考方法が変わりましたが、それにより委員の報酬に変化はありましたか。

○**神野総務部次長（人事課長）** 農業委員会制度については、旧の制度において農業委員の数が32名であったものが、平成28年12月に新農業委員19名と農地利用最適化推進委員15名、合計34名に改められました。

その際に、報酬は、旧農業委員が月額4万4,200円でしたが、新農業委員及び推進委員は4万1,700円に改められています。

午後 2時02分休憩



午後 2時11分再開

認定第2号 第2グループ質疑

【行旅病人等取扱費】

○**委員（仙波憲一）** まず、実態はどうなっていますか。取り扱いの中で、新居浜から東へ行くのと西へ行くのと、どちらが多いのですか。

○**桑内生活福祉課長**

行旅病人とは、行旅病人及行旅死亡人取扱法では、旅の途中で歩けないほどの病気にかかった旅行者で、診療を受ける財産もなく、助けてもらう人もいない者とされており、この事業で対象者に援護費用として交通費等を支給するものです。そのため、主に移動中に当市に滞在もしくは通過する行旅人に対して、隣接市、新居浜駅から東は伊予三島駅、西は伊予西条駅までの電車運賃と少々の食費相当額を支給しており、平成29年度実績としては、11名に対し6,360円を支給しています。

次に、新居浜から西条市と四国中央市方面どちらが多いかについて、平成29年度実績としては、西条市方面が5件、四国中央市方面が6件となっています。

○**委員（仙波憲一）** 実際に行き倒れで亡くなって葬式をしたことはあるのですか。

○**桑内生活福祉課長** 葬式を市で行う必要がないため、行った例はありません。市では、行旅死亡人等の身元不明者について火葬をしています。平成29年度実績としては2件、費用として13万円の遺体の引き取りと火葬を行っています。

○**委員（仙波憲一）** 火葬した後の遺骨はどんな扱いをしていますか。

○**桑内生活福祉課長** 引き取り手がいない方なので、無縁仏として、ある寺に預かってもらっています。

○**委員（仙波憲一）** 問い合わせは警察以外にないのですか。

○**桑内生活福祉課長** 聞き及んだところによると、警察以外は、特にありません。

【（施）老人クラブ育成費】

○**委員（藤田誠一）** 過去5年間のクラブ数、会員数はどうなっていますか。クラブ数、会員数の増加対策はどうですか。育成費は少ないと思いますが、この金額で十分な育成ができたと考えていますか。

○**木俣介護福祉課長** 平成25年度107クラブ、6,244人、平成26年度97クラブ、5,883人、平成27年度95クラブ、5,830人、平成28年度93クラブ、5,716人、平成29年度93クラブ、5,775人となっています。増加対策については、老人クラブのクラブ数、会員数の減少は全国的な課題となっており、全国老人クラブ連合会でも平成26年から30年度の5か年計画で100万人会員をふやそうと取り組んでいますが、なかなか目標どおりには進んでいないと聞いています。

会員増に最も効果的と思われるのは、会員の地道な勧誘活動で、そのためにも魅力的な活動を進めることが必要だと考えています。新居浜市老人クラブ連合会も会員の増強に向けて、女性部や75歳以下の若手部の方が中心となり、平成27年度から新しい事業として、生きいきシニア合唱団やノルディックウォーキング大会に取り組んでおり、市も支援を続けています。

育成費の額については、施策費のほかに経常経費の事務局人件費や介護保険事業特別会計で実施している老人クラブの健康づくり事業等があり、それらを合わせると、全体で772万4,000円の決算額となっています。これを会員1人当たりで考えると1,337円になります。老人クラブ連合会からも平成16年以前ぐらいの育成費に増額してほしいとの要望がありますが、平成16年当時の1人当たりの額は1,215円で、全体額としては若干減っていますが、1人当たりでみると大きな差はありません。ただ、会員数の減少は非常に大きな問題で、本市でも顕著であり、65歳以上人口が平成16年度には2万9,647人でしたが、平成29年度は3万7,753人と3割増えており、老人クラブ会員は平成16年当時1万218人から5,775人とほぼ半減しているような状況です。これはいろいろな事情がありますが、全国的に言われているのが、ライフ

スタイルの変化や65歳を超えて仕事をされている方の増加、趣味など、いろいろな要因が考えられますが、日常的に外に出ない方を老人クラブの活動に引き込んでいくというのは、高齢者の社会参加促進という観点からも非常に大事なことだと考えており、老人クラブのさらなる活性化と会員数の増加は、本市が掲げている健康長寿のまちづくりに寄与するものと考えています。先ほどの生きいきシニア合唱団やノルディックウォーキング大会が大きな成果を上げていていると考えており、現状で十分な育成ができているとは考えていませんが、今後も老人クラブ連合会とも十分協議しながら、育成に努めていきたいと考えています。

【地域生活支援推進費】

○委員（高塚広義） 理解促進・啓発事業とは具体的にどのような取り組みをしましたか。成果と課題について伺います。

○伊達福祉部次長（地域福祉課長） 地域生活支援推進費では、障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるように、地域の特性や利用者の状況に応じた11の事業を行い、障害者の福祉の増進を図っています。

その一つである理解促進・啓発事業は、障害のある方が日常生活及び社会生活を営む上で生じる社会的障壁を除去するため、地域住民の方や障害のある方、その家族、事業所などの支援者を対象に障害の理解を深めるための研修、啓発を行う事業です。平成29年度は4回の講演会を実施したほか、障害者週間にあわせて、障害者の制作した作品展の開催をイオンホールにて行いました。講演会は、障害者虐待防止について、障害の特性について、障害者雇用について、障害児福祉サービスについてのテーマで行いました。

成果については、研修ごとに参加者に対してアンケートを実施し、研修内容が理解できた、ほぼ理解できたという方が毎回、94.8%から97.7%と障害理解の促進が図られていると考えています。

また、障害者の作品展では、初年度である平成26年度の来場者が611人であったものが、広報等により毎年ふえ、平成29年は967人と1.58倍となり、障害者への関心も少しずつ高まってきていると考えています。

課題については、研修に参加している方で障害者、家族、支援者を除く地域住民の方の参加が全体の40%にとどまっており、当面は50%を超える

参加を目指して広報等に力を入れていく必要があると考えています。

○委員（高塚広義） 社会参加促進事業についてはどのような成果、課題がありましたか。

また障害者本人はもちろん、周りの家族は精神的な負担で本当に大変だと思われませんが、家族への支援はどうしていますか。

○伊達福祉部次長（地域福祉課長） 社会参加促進事業において、聴覚障害者や視覚障害者の支援を行う奉仕員を養成するための研修事業や奉仕員を派遣する事業、障害者に対して料理教室や生け花教室、生活にかかわる情報の講義などを行う生活訓練事業などを実施し、障害者が社会参加を積極的に行えるよう支援をしています。

成果については、障害者が気軽に参加できるようなスポーツやレクリエーションを実施することで継続した参加が図られていること、障害者の生活にかかわる講義などを実施することで生活の質を高めることができていること、手話通訳、要約筆記、点字、音訳の奉仕員を養成することで支援者をふやすことができているなど、社会参加の促進につながっています。

課題については、支援者養成講座の参加者数が伸び悩んでおり、委託しているボランティアセンターと参加者確保に向けた検討が必要であると考えています。

障害者の家族への支援については、日常生活及び社会生活を営む上で、障害者の家族に困ったことが生じた場合等において、市内6カ所に委託している相談支援事業所につないでいます。相談支援事業所では、福祉サービスの利用援助や社会資源の活用、社会生活力を高めるための支援、介護相談及び情報提供等を総合的に行い、障害者やその家族が地域で生活していくために必要な支援を行っています。

○委員（高塚広義） 社会参加促進事業で、バリアフリーパソコンを2カ所に設置したそうですが、利用者の金銭的な負担はありましたか。

○伊達福祉部次長（地域福祉課長） バリアフリーパソコンは、総合福祉センター内のボランティア・市民活動センター及び障がい者福祉センターの2カ所に、音声読み上げソフト及び点字ディスプレイ等を搭載したパソコンを設置して、障害者への情報支援を行っていますが、本人負担はありません。

○委員（高塚広義） 自宅でバリアフリーパソコンを使っている視覚障害者の方を知っていますが、助成などはありますか。

○伊達福祉部次長（地域福祉課長） 日常生活用具等支援事業があり、対象になる方に対して助成を行っています。

○委員（米谷和之） バリアフリーパソコンの利用実績はどうなっていますか。

○伊達福祉部次長（地域福祉課長） 今資料がないので、後で資料を提出します。

【障がい児通所支援事業費】

○委員（井谷幸恵） 障害児通所施設について、企業からの参入もふえていると聞いていますが、それぞれ何カ所ありますか。

利用者のニーズに対して事業所の数は適当ですか。

○伊達福祉部次長（地域福祉課長）

障がい児通所支援事業費では、未就学児に日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行う児童発達支援事業、就学児に放課後及び長期休暇において生活能力向上のための訓練等を行う放課後等デイサービス事業、障害児にきめ細やかなサービスを提供するために障害児支援利用計画の策定を行う障害児相談支援事業を行っています。

事業所数について、平成30年10月1日現在、児童発達支援事業所は7カ所あり、うち2カ所が社会福祉法人、1カ所が特定非営利活動法人、1カ所が合同会社、3カ所が株式会社の運営です。放課後等デイサービス事業所は16カ所あり、うち3カ所が社会福祉法人、1カ所が特定非営利活動法人、2カ所が合同会社、7カ所が株式会社、2カ所が一般社団法人、1カ所が有限会社の運営です。障害児相談支援事業所は9カ所あり、うち6カ所が社会福祉法人、1カ所が有限会社、1カ所が医療法人の運営です。

利用者のニーズに対する事業所の数については、平成30年10月1日現在、児童発達支援事業の待機児童は14名、放課後等デイサービス事業の待機児童はゼロ、児童発達支援を利用するための計画策定率は100%となっている現状から、児童発達支援事業所が不足していると考えています。

○委員（井谷幸恵） 企業の参入ですが、事業所が立ち行かなくなった場合に、引き揚げてしまうことがあると聞きますが、本市の場合はどうで

しょうか。

○伊達福祉部次長（地域福祉課長） 放課後等デイサービスの待機者はゼロになっていますが、実際の利用実績を見ると、利用が少なく経営が難しいといったような状況にはありません。今後、事業所数がふえてきた場合に、経営が難しくなるところが出てくるという可能性もありますが、そのために障害児福祉計画を策定していますので、その計画の見込みを参考に事業所が参入してくると考えています。

【子育て応援パスポート事業費】

○委員（篠原茂） この事業で何を行いましたか。児童手当とはどのように違いますか。事業規模が29万9,000円と大変少ないが、この原因はどのようなものが考えられますか。

○曾我部福祉部次長（子育て支援課長） この事業については、中学生以下の子供のいる家庭及び第1子を出産予定の妊婦に対して、子育て応援パスポートを配布しており、店舗を利用する際に、パスポートを提示することで商品の割引など、それぞれの店舗が定めた子育てを応援するサービスを受けることができます。

パスポートについては、幼稚園、保育園、小中学校を通して各家庭へ配布し、母子手帳交付時の配布のほか、子育て関連施設でも対象者へ配布しています。

事業費29万9,000円は、冊子になっているパスポートを印刷するための経費です。

事業効果としては、協賛店舗を利用する際に、パスポートを提示することで商品の割引などの子育て世代に対する経済的な支援や、キッズスペースの確保など、子育て支援に積極的にかかわっている事業者を広く知ってもらえるものと考えています。

児童手当のように皆さんに給付するものではありませんが、パスポートの提示によって、いろいろなところに出かける機会もふえると思っていますので、継続していきたいと思っています。

【イクじいイクばあ応援事業費】

○委員（伊藤優子） イクじいイクばあ養成講座は、何人ぐらいの方がどのように受けていますか。

○曾我部福祉部次長（子育て支援課長） この事業は、豊富な知恵と経験を持つ祖父母世代に、世代の違いによる子育て方法の違いを伝えて、孫育

てに参加しやすい雰囲気をつくり、地域で活躍する祖父母世代の人材を育成するもので、昨年度は公募によって7名の方に受講してもらいました。

講座の内容については、今どきの子育てについての基調講演を皮切りに、孫育て応援ブック「まごにて」を活用しながら、赤ちゃんの成長と発達についての勉強や童歌を使った赤ちゃんとの遊び方についてなど、4回の養成講座と、実際に赤ちゃんと一緒に遊ぶ実習の合計6講座を実施しました。孫育て世代は、自身が子育て時代に体験したこと学び直しと同時に、時代に合った子育ての方法について学んでもらうとよい機会を持ったと思っています。

○委員（伊藤優子） 公募で7人というのはちょっと寂しいと思いますので、もう少し広げるにはどのようにされますか。

○曾我部福祉部次長（子育て支援課長） 講座参加者が少ないことが今後の課題だと思っています。祖父母世代といえども、現役で仕事をしている世代であることが多いため、受講者がなかなか広がりにくいのではないかと思います。

受講者を拡大するためには、広く公募してただ単に待っているだけではなく、社会福祉協議会で行っている子育てサロンなど、実際に地域に出かけていき、皆さんに新しい知識を教えたり、一緒に勉強したりするような工夫が必要ではないかと思っています。

また、受講者がせっかく得られた知識や経験をただ自分の家庭内だけで発揮するのではなく、子育てサロンなどにも積極的にかかわってもらうことや保育園などでボランティアとして活動できるような仕組みづくりが必要ではないかと思っています。今後検討していきたいと思っています。

【愛顔の子育て応援事業費】

○委員（藤原 雅彦） 県支出金が約530万円となっており、県と連携の事業ですが、この事業の継続性はどのようになっていますか。

○曾我部福祉部次長（子育て支援課長） この事業では、平成29年4月1日以降に生まれた第2子以降の子供がいる世帯に県内企業3社の乳幼児用紙おむつ製品を新居浜市の登録店舗で購入する際に利用できる「愛顔っ子育て券」5万円分を交付しています。この事業については、県、市町及び県内の紙おむつ生産企業との官民協働によって経

済的支援による子育て応援とともに出生率の向上につなげるものとして、愛媛県が主導で開始したものであり、県としても事業実施が子育て支援に大変効果的と判断されているため県からの補助についても継続するものと考えています。また、対象者からも好評であるため、市としても今後とも継続していきたいと考えており、継続できるように事業効果を含め県へ要望していきたいと思っています。

○委員（神野恭多） 周知方法や受給率、拡充に向けての考えがあればお伺いします。

○曾我部福祉部次長（子育て支援課長） 周知方法については、まず出生届を提出された際にこの事業を含めた子育て支援事業についてのチラシを配布しています。そのため、出生届を提出された際に同時に申請される方が大変多いです。また、児童手当や乳幼児医療の手続のために子育て支援課の窓口に来られた際にも、申請の有無を確認し、されていない場合は申請をしていただいています。ほとんどの方はこの一連の手続の中で完了していますが、ほかにも保健センターでの5カ月児健診時や、子育て情報冊子すくすくで紹介をしています。それでも未申請の方については個別対応として文書で連絡しており、現在までに未申請者が1名います。事業の拡充については、第1子からの支給が拡充となると考えていますが、多額の一般財源が必要となるため現在のところは難しいものと考えています。この事業以外にも市民ニーズを踏まえながら他の子育て支援の充実について検討していきたいと思っています。

【国民健康保険特別会計】

○委員（井谷幸恵） 1点目、年齢構成の高さ、所得水準の低さについて、近隣市と比べてどうですか。そして、それはなぜでしょうか。

2点目、国が示した一般会計からの繰り出し基準とはどのようなものですか。

3点目、国保の財政基盤の安定化について具体的に教えてください。

○櫻木国保課長 被保険者の年齢構成は、65歳以上の前期高齢者の割合が平成29年度平均で50.8%となっており、県内では四国中央市に次いで2番目に高いものとなっています。また、所得水準については、1世帯当たりの課税対象額が平成29年度実績で67万5,000円と県内最下位となっています。

全国的に国民健康保険は、急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化などにより、制度発足当初に比べ無職者、高齢者等の被保険者が著しく増加しており、特に本市ではその傾向が強いと思われま

す。また、本市においては、第1次産業従事者の割合が非常に少ないため、若年層の被保険者が必然的に少なくなり、そのことが被保険者の高齢化につながるとともに、所得水準も低くなっていると考えられます。

次に、国保特別会計における一般会計繰入金については、保険料軽減分を補填するなどの保険基盤安定繰入金、国保事務に係る費用についての繰入金、出産育児一時金に係る費用の繰入金、高齢者の偏在による市町村格差を是正するための財政安定化支援事業繰入金があり、国から交付税措置されたものからそれぞれ国が示した基準に従い、一般会計から国保特別会計への繰り出しを行っています。

次に、国保の財政基盤の安定化については、もともと年齢構成が高く、所得水準も低いという構造的問題を抱えている市町村国保においては、保険料収入だけでは保険給付費を賄い切れないため、他の歳入で財政基盤を安定させる必要があります。具体的には、国及び県の支出金、前期高齢者の偏在による医療費の増嵩を調整する前期高齢者交付金、県内での高額療養費などの給付の平準化を図るための共同事業交付金、一般会計からの繰入金等で国保の財政基盤の安定を図るものとなっています。

【介護保険事業特別会計】

○委員（伊藤優子） 要支援の方が市役所と契約を結ぶ、いわゆる総合事業に移行し、医者に行かなくても支援を受けられるとのことですが、経費削減につながりましたか。また、その人数と金額を教えてください。また、要支援の方が少しでも運動することによって、回復へと向かった場合に、要支援が取り消されることはありますか。

○古川介護福祉課参事（地域包括支援センター所長） 総合事業において事業対象者になった方は、要支援認定を受ける必要がなくなります。これによる経費削減効果は、総合事業へ移行した、平成29年4月以降、毎月の更新対象者において生じるため、平成29年4月の17人から順次増加し、平成30年3月実績で318人となっています。要支

援・要介護認定には1件当たり約1万円の経費がかかっていることになるので、平成29年度における影響額は、1人1万円の効果と仮定し318万円程度の経費削減につながっているものと考えられます。次に状態に回復が見られる要支援者の認定の取り扱いについてですが、認定期間途中で状態に回復が見られた場合には、認定を取り消すのではなく、ケアプランの変更により利用サービスの種類の見直しを行うなどの取り扱いで様子を見るのが通常です。認定期間が終了し更新申請を行う時期に回復が見られた場合には、回復状況に基づき非該当の認定になる場合がありますが、この場合には必要に応じサービス利用継続の必要性を基本チェックリストで再判定し、その結果、サービス利用が必要な場合には介護予防ケアマネジメントに基づき総合事業サービスの利用及び一般高齢者介護予防事業等を利用する事になります。基本チェックリストの結果でも十分な回復が見られ、サービス利用の必要がない場合には、自立生活継続の支援の観点や再度要支援となることの防止の観点から、一般高齢者介護予防事業を活用することになります。

○委員（高塚広義） 健康長寿コーディネーター配置事業費について、日常生活圏域の上部東、上部西、川東、川西に4名配置されていますが、このコーディネーターの具体的な取り組みと成果と課題についてお伺いします。また、市役所内にも1名いるのか、お伺いします。

○古川介護福祉課参事（地域包括支援センター所長） コーディネーターは、現在5人採用しており、1人が第1層コーディネーターで、新居浜市全体の調整を図る役割、残りの4人が第2層コーディネーターで生活圏域を中心に各地域の資源活用を図る役割を持っています。4人のコーディネーターの具体的な取り組みですが、全国的には生活支援コーディネーターと呼ばれていますが健康長寿コーディネーターという名称で、生活支援体制整備事業と地域における介護予防の啓発推進の2つの業務を行っています。平成29年度の具体的な活動内容は大きく3種類ありますが、1つ目は高齢者の生活に関する社会資源調査、専門職に向けた情報整備等の生活支援体制整備の情報共有に関するもの、2つ目はモデル協議体の運営、校区ごとの量的な課題の調査、各校区における制度説明、協議体の設置呼びかけ、社会資源の広報、地

域課題の聞き取り等の生活支援体制整備の体制づくりの活動、3つ目がシルバーボランティア推進事業に関する事務及び介護予防リーダー講座の運営、健康長寿地域拠点での運営相談や地域課題聞き取り、拠点交流会の運営などの介護予防に関する活動です。成果としては、個々の事業の進捗のほか、拠点訪問を重ねてきたため、多くの拠点において、その拠点が単なる通いの場、PPK体操の場にとどまらず、コーディネーターにとって地域課題把握の場、情報交換の場が変わってきていることが挙げられます。地域の介護予防と生活支援体制整備という2つの事業がリンクし有機的に発展していく基礎づくりが果たされているものと考えています。課題としては、これまで支援してきた各拠点、協議体、シルバーボランティア、介護予防リーダー等が社会資源として定着していくよう対策を講じる必要があること、また、これら事業の拡大に対応できる体制の拡充も今後の課題であると考えています。

○委員（高塚広義） 説明を伺いますと、多様で多忙だと思いますが、市役所を含め5人のコーディネーターでやっていることについて、人数的に大丈夫なのかどうかお伺いします。

○古川介護福祉課参事（地域包括支援センター所長） 現在、コーディネーターは、第1層1名、第2層4名ですが、第2層コーディネーターの国の示す標準的な配置基準は日常生活圏域ごとに1名となっています。現在はこれを本市に当てはめ、4人の配置でスタートしています。国の示す日常生活圏域は、おおむね30分程度で駆けつけられる範囲を基準にしており、具体的には、中学校区程度の広さといったあいまいな基準が示されています。本市では主に地理的条件、人口の状態から川西、川東、上部西、上部東の4圏域としていますが、国の示す30分という基準で考えると全く違うエリア分けが考えられ、中学校区になると11ということになります。国は協議体の設置単位を必要に応じ小圏域ごとにしてもよいということも示していますが、本市では生活支援に関する話し合いをするには、日常生活の繋がり、歴史的、文化的、行政組織の区分から公民館単位、旧の小学校単位の18が最もまとまりのあるエリア、単位であると考えています。したがって、今後そのような区域で相談した上で協議体の設置を拡大していくに従いコーディネーターが現在の4人では足

らないということも考えられますが、この点については協議体の拡大に応じて相談していきたいと考えています。

○委員（高塚広義） 認知症高齢者地域支え合い事業費でサポーター養成講座の受講の実績について、また、認知症初期集中支援チーム設置の成果、課題と認知症地域支援推進員の配置状況、成果、課題についてお伺いします。

○古川介護福祉課参事（地域包括支援センター所長） 認知症サポーター養成講座の平成29年度実績では29回の講座開催数で1,128人の参加となっています。累積では初年度の平成18年度の1回開催32人参加から始め、12年間で319回、延べ12,758人の受講状況となっています。次に認知症初期集中支援チームの成果については、個々のケースの成果、対象となる高齢者への新たなアプローチができたことのほか、チームを超えた連携の構築が挙げられると考えています。本市には、認知症疾患医療センターが設置されており、また、10の精神科の病院、診療所があります。そして老年精神医学会、または認知症学会の医師3名の全てがチームドクターとなっていること、医師会及び精神科以外の医師等の協力体制があり、また、チーム員にも包括職員だけでなく、認知症疾患医療センター十全ユリノキ病院、財団新居浜病院の精神保健福祉士が関わっていることなど、全市の医療機関を挙げた連携体制が見られます。これらが、認知症初期集中支援チームの活動、そしてチームドクターを核として連携しあって、更に以前からのケース対応の積み重ねを含めて、現在臨機応変に対応できる関係が構築できているのではないかと考えています。課題としては様々なケースを臨機応変に対応する中で、どのようなケースにどのような対応を選択するが最適であるのか、認知症初期集中支援チームの稼働すべきケースとそうでないケースの仕分けを適切に行う基準が必要であると考えており、現在その視点から事業の点検を行っているところです。

次に認知症地域支援推進員の配置については、新オレンジプラン及び平成27年度改正の介護保険制度の内容を受け、本市では平成27年度から計画的に配置を行っており、現在は保健師5名、社会福祉士1名の6名の配置状況となっています。成果については認知症地域支援推進員の配置以降の取り組みとして、認知症ケアパスの周知活用、地

域の自主的な見守りネットワークの立ち上げ支援、オレンジネットワーク構築、認知症初期集中支援チームの立ち上げ、認知症カフェの広報などであり、これらの取り組みを通じて認知症になっても住みやすいまちづくりに向け、前進が図られているものと考えています。課題としては認知症サポーターの具体的活動の場づくりを行う必要があると考えており、他の事業と連携してさまざまな分野から認知症高齢者と家族、地域に安心を提供したいと考えています。

○委員（岡崎 溥） 利用料は原則2割、所得によっては2割や3割になっているようですが、高額介護サービス費の自己負担上限額が37,200円から44,400円になりました。7,200円のアップですが、次々に負担がふえているので、この影響と問題点はなかったかということをお伺いしたいと思います。

次に、要介護1・2を生活援助サービスまで介護保険から外すという動きになっているようで、総合事業に移すことも検討しているということで、その上でお聞きしますが、要支援1・2の対象者について、訪問介護と通所介護を介護保険の予防給付対象から外し、市町の日常生活総合支援総合事業としたわけですが、その内容と問題点はなかったかということをお伺いします。

○木俣介護福祉課長 高額介護サービス費の自己負担上限額が37,200円から44,400円に上げられたことに対する影響と問題点ですが、昨年の平成29年度8月利用分から、世帯のどなたかが市民税が課税されている世帯の方の介護サービス費の利用者負担上限額が、37,200円から44,400円に上がりました。月額では7,200円です。この上限額を超える部分について介護保険から給付するものが高額介護サービス費ですが、平成29年度の決算では2億6,460万8千円となっています。この高額介護サービス費について、平成30年度の4月から10月まで、最新の7か月分の数値を見ますと、合計で1億5,044万円となり、1件当たり10,900円になっています。大体毎月2000件くらい支払いをしています。1件当たりの平均は10,900円、これはすでに介護サービスの上限が44,400円に引き上げられている状態です。これを前年同期、昨年の10月支給分までと比較すると、合計額で1億5,478万7千円、1件あたり11,072円となっています。昨年と比較すると172円のマイ

ナスとなっています。昨年の10月支給分は、上限額が44,400円に上がる前です。したがって、上限額が引き上げられたことに対して1件当たりで見ると172円ほど給付額は減っているという状態です。

高額介護サービス費は個々のサービスの利用の形態などによって給付額が変わるため、個々の利用者負担としては、名目上37,200円から44,400円に上がりましたが、全体として見てみると引き上げられたことに対する大きな影響はないと考えています。

また、月々の上限額は引き上げられましたが、利用者負担割合が1割の世帯などの場合は、年間の上限額が446,400円と定められており、これは引き上げられる前の額の37,200円掛ける12か月分ということですので、通年で利用されている月数の多い方に関しては上限額の引き上げの影響はないと考えています。

○古川介護福祉課参事（地域包括支援センター所長） 本市の総合事業への移行は平成29年4月に実施しましたが、訪問介護サービス、通所介護サービスともに従来相当のサービスとしており、サービス内容、回数、自己負担額、事業所への給付額ともに総合事業移行以前の運用同等としています。また、認定についても初めてサービスを受けようとする方については、いきなり基本チェックリストから始めるのではなく要支援・要介護認定から始めることとしているため、本市では、総合事業移行に伴うサービス利用上の問題は基本的に生じていないと考えています。

【後期高齢者医療事業特別会計】

○委員（岡崎 溥） 後期高齢者医療保険事業を導入するときに、国民からの反対の声が強かったので、いろいろ軽減措置を図ったわけですが、保険料特例軽減措置を今になって縮小、廃止に踏み出したことについて具体的に説明してください。

2番目に影響を受けた人数と額についてお伺いします。

3番目に、今まで無料であった療養病床の居住費が1日200円になったこと、また、高額療養費制度の負担限度額が外来は1万2,000円から1万4,000円に、入院が4万4,400円から5万7,600円になったこと、これらの影響について教えてください。

○櫻木国保課長 まず、保険料軽減特例の見直し

は、平成20年後期高齢者医療制度発足時における激変緩和措置として予算措置により実施されてきた保険料軽減措置について、制度の持続性を高めるため、世代間、世代内の負担の公平性を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から見直すものです。

所得割額の軽減については、低所得者に対する所得割額の5割軽減措置を平成29年度に2割軽減に、平成30年度に本則どおり軽減なしとします。

次に、被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する軽減について、所得割は当面は賦課せず、賦課開始時期を引き続き検討します。均等割は平成29年度に7割軽減、平成30年度に5割軽減、平成31年度に本則どおり見直すことになりました。

次に、特例軽減措置縮小廃止の影響についてですが、平成29年度から所得割額の軽減については5割軽減が2割軽減となったことから、対象者は約2,000人で、1人当たり年間約7,200円の負担増、被用者保険の被扶養者だった方の軽減については9割軽減が7割軽減になったことから、対象者が約350人で、1人当たり年間約9,200円の負担増となっています。

次に、療養病床の居住費見直しと市内の療養病床の現状についてですが、療養病床に入院したときは、食費と居住費として標準負担額を自己負担します。このうち、居住費は平成29年10月と平成30年4月の2回に分けて変更されたが、これは介護保険施設と在宅との負担の公平性を図るもので、光熱水費相当額を負担することになります。

なお、平成30年3月現在、本市の療養病床数は9病院で365床となっています。

次に、高額療養費制度の負担限度額引き上げによる影響についてですが、引き上げ前と後の6カ月で比較したところ、外来については1カ月当たり約85の方が最大2,000円、入院については約18の方が最大3,600円の負担増となりました。

午後 3時15分休憩



午後 3時26分再開

認定第2号 第3グループ質疑

【地域コミュニティ再生事業費】

○委員（篠原茂） コミュニティ活性化事業交付

金について、よく事業を展開していると認識していますが、大まかな事業内容と直近の自治会加入率の前年度との比較をお伺います。

また、事業効果について、自治会加入率向上につながっているのか、検証したことがありますか。

○長井地域コミュニティ課長 まず、意欲ある地域で取り組むソフト事業については、各校区で防災関係の事業に必ず取り組んでいただいております。地域の課題解決や地域の魅力創出、三世代交流など、地域コミュニティの充実、活性化のための事業を含め、全体では各校区で2ないし3の事業に取り組んでいただいております。

事業内容として、避難訓練や防災研修会など防災に関するものが18事業、交流運動会や地域の清掃活動など三世代交流事業が9事業、夏祭りや軽スポーツ大会など地域交流事業が12事業、子供の健全育成事業が1事業、地域の伝統芸能等の保存活動が4事業、地域の環境整備や花いっぱい運動が2事業、地域計画づくりやワークショップ開催などの事業が2事業で計48事業です。校区で取り組む花いっぱい事業については、各校区で公民館や老人会、小学校などと連携をしていただき、各校区のシンボルとなる場所の花づくりに取り組んでいただきました。

次に、自治会加入率について、平成30年1月現在の加入率は63.2%で、前年度の1月時点では64.5%でした。

事業効果の検証について、本事業が自治会の加入率の改善に結びついていないという点は、これまでもたくさんの御指摘を受けており、事業内容や事業目的等の検討が必要であると考えています。この事業は、自治会員のみならず、校区の全ての人を対象としての事業推進をお願いしており、地域住民のつながりの重要性の醸成については一定の効果があったと考えますが、今日の自治会離れはさまざまな要因があり、担当課としても苦慮しています。

今後は時代に合ったコミュニティ支援となるように連合自治会とも協議を進めており、組織の強化や持続可能な組織運営、さらには校区内のネットワークの強化などを視野に入れ、より有効で効果的な事業となるよう取り組みを進めたいと考えています。

○委員（篠原茂） 課題解決型の取り組みはどの

ような取り組みをして、どのような成果があったか、教えてください。

○長井地域コミュニティ課長 地域の課題解決として、三世代の交流事業で、運動会や夏祭り、ラジ体操、マス釣り大会等を開催し、地域で交流を深めることができ、横のつながりが広がっていったと考えています。

また、交流の場の創出という点では、観月会や夏祭り、手づくりの料理教室を開催し、三世代交流と重なるところがありますが、地域内交流や横のつながりといった関係ができ上がってきたのではないかと考えています。

○委員（藤田幸正） ほかに広報活動事業交付金やごみ減量化等啓発事業交付金について、内容等をお尋ねします。

○長井地域コミュニティ課長 コミュニティ再生事業費の全体的な事業内容について、まず地域コミュニティ活動に関する一般コミュニティ助成事業の補助金で、宝くじの助成事業が750万円です。次に、自治会が設置している防犯灯の電気代に相当する部分の防犯灯維持管理事業交付金が1,259万1,000円、市政だよりの配布や自治会事務支援等の広報活動事業交付金が2,876万5,000円、ごみカレンダーの配布等のごみ減量化等啓発事業交付金が44万7,000円、連合自治会が実施する金婚式表彰や総会、研修事業など、連合自治会活動事業交付金が38万8,000円、意欲ある地域で取り組むソフト事業交付金が1,680万1,000円、校区で取り組む花いっぱい事業交付金が169万5,000円です。

○委員（藤田幸正） 篠原委員は地域の活動については意欲的に事業展開していると感じていますが、私はそれほどでもないと感じています。これは平成26年度に始めて、平成29年度にどうするか聞くと、同様に取り組んでいくと言っていました。今も防災を半分で、あとは三世代交流などの地域課題等々についてしていますが、変化が見られません。自治会の加入率アップにもそれほど結びついていないのが現状です。特に広報活動事業で、それぞれの単位自治会に交付するのはわかりますが、連合自治会へ139万6,000円交付していたり、18校区の校区連合自治会へ441万5,000円交付しています。この中で事務支援に対する連合会長への実費弁償を行い、加入率アップに向けて努力していくと聞きますが、なかなかつながっていない

いと私は感じています。事務支援費について、各校区での執行率はどうですか。

○長井地域コミュニティ課長 交付金の支出については各校区で内容を考えていただいております。全体を把握できていません。この広報活動事業は、連合自治会や校区の自治会が担っている役割、機能等に応じて広報活動支援と事務の支援を目的に交付しているもので、自治会の財政負担の支援や役員のなり手がいないといったことへの側面的な支援という形で支出しています。

○委員（藤田幸正） 各校区がいろいろ取り組んでいるので、中身はわからないというようなことを言われましたが、内容についての報告は担当課へ全く出てこないのですか。ほかの活動費についてはいろいろ出して、交付金として支給されているが、連合自治会への事務支援費や役員のなり手がいないという側面的な補助など、各校区のそういったところや対象者としての声というのも含めてどんなものかお尋ねします。

○長井地域コミュニティ課長 交付金という形で支出をしていますので、どうしても報償費的な性質のものもあります。校区で取り組んでいただいている1,800万円のソフト事業や花いっぱいの事業については報告をいただいておりますが、広報活動支援等の各自治会や連合自治会等へ支払いしているものについては、特段報告は求めていません。各校区の中で適切に支出をしていると考えています。

○委員（藤田幸正） 以前の市連の総会の中で、番付が1枚違うだけで、何でわしらのところにはないのかというような声がありましたが、市の連合自治会の中でそのような意見はないのですか。

○長井地域コミュニティ課長 連合自治会長への事務支援費があって、単位の自治会長にはそれに相当するものがないというような質問だと思えますが、単位の自治会長へ事務支援費を払うだけの財政的な支援が今現在できてない状況です。世帯数の多い自治会であればそういった支出も可能な校区もあるかと思いますが、世帯数の少ない自治会についてはなかなか厳しい面もあるかと思えますし、そういった声があるということですので、今後、連合自治会の中でも役員のなり手不足への対応というような形で検討を行いたいと思えます。

○委員（藤田幸正） 私は個人的に最初からこう

いったものは出すべきでないと思います。あくまでも地域で集まった方々の団体で、法律に基づいて定められているものではありません。こういった制度をつくる時に、民生児童委員の実費弁償費を参考にしたということで説明を受けましたが、民生児童委員は厚生労働大臣の委嘱を受けたそれなりの立場の方に3年間やっていただくものです。自治会長というのは仲よしクラブで、別に誰がかわってもできるものであります。特にボランティアであるというような意識をされていると、ボランティアというのはただ働きというのではなく自主的という意味で、いろんなことを経験してもらおうと、それだけの人材育成につながるのではないですか。それと、各単位自治会の中で、多少なりとも交通費や事務費などを補助というか枠づけをすれば、わざわざ校区連合会費のそれをアップし、出さなくてもできるのではないかとということをお尋ねしています。

先ほどその対象になっている方々の声はどうかということをお尋ねしましたが、もし何かあればお答えをいただきたいと思います。

○長井地域コミュニティ課長 今まで特に事務支援費ということで議論をしたことがありませんので、大変申しわけありませんが、私自身は余り生の声というものを聞いてはおりません。今後は連合自治会の会等の中で現状や地域の声はどうかといったものについて情報を収集していきたいと思います。

○委員（藤田幸正） 特に市長がコミュニティーの再生というような大きなテーマを掲げていろいろ事業をされていますが、こういったこともその一つかなと思います。この最近、ごみステーションの当番というか管理についてもお金を出してほしいというふうなことを言われます。こういうことを言っていると、もっともっとエスカレートしてくるのではないか、そのような声については担当課でどのように受けとめていますか。

○長井地域コミュニティ課長 ごみの問題については、自治会から困っているというような話もいろいろ伺いをしています。ごみの問題は、環境部とも連携をしながら、ごみステーションの管理にお金を出すかどうかという以前に、適切にごみの収集、回収をするのにどういった方法がいいのかというようなことも含めまして、協議をしたいと思います。

○委員（藤田幸正） コミュニティ活性化事業交付金の中で、地域課題の一つとして、今空き家がふえてきているいろいろ困っていると。行政が入るとその辺の管理というか、権利の問題であるとかが多いので、地域の自治会が、周辺が困るから、みんなで寄って、周りに余り被害を与えないように何かしようとかというふうな声をよく聞きますので、私は取り組めばいいじゃないかとよく言いますが、担当課で今までそういった話などはありましたか。

○長井地域コミュニティ課長 空き家の問題についても問い合わせ等がありますが、なかなか難しい問題でもあります。自治会で取り組める部分というものは確かにあるかと思いますが、できる部分とできない部分があり、現在はそういった空き家のことについて協議するには至っていません。

○委員（太田嘉一） 連合自治会長に対しての事務支援は報償費の意味合いもあるというふうに説明されましたが、この報償費の意味合いというのは、何を報償するための費用ですか。

あわせて、この連合自治会長に出ている事務支援費は18人に対して全部で幾らになるのか、教えていただきたい。

○長井地域コミュニティ課長 報償費ということではなく、報償費的な性質のものであるということで、補助金と交付金とに分かれており、補助金についてはある一定のものに対してという形での支出が多いですが、交付金についてはある一定のものをお願いするということを含めての支出内容となっていますので、報償費的な性質を持っているというような説明をさせていただきました。

各校区の連合自治会長にどれぐらいの事務支援費が払われているかということについては、それぞれの校区で支出をしていることから、私どものほうではどの校区で誰にどのぐらいの交付金が渡っているかということは把握できていません。

○委員（太田嘉一） それではいけないのでしょうか、金額も把握できるはずですから。

それと、私が言っているのは、報償という意味を教えてくださいということで、スポーツのチームが全国大会に行くときに報奨費が出ますが、そういう意味合いとは全く違うので、その報償の意味合いはどういうふうに捉えているのかとお尋ねしました。

○長井地域コミュニティ課長 補助金とは違い、

自治会活動や広報活動などの自治会活動全般に要する事務的なものを総括的にお願いしていることに対するお金という形での交付金ということですので、報償ということは適切ではないかと思えますので、済みませんが訂正させていただきます。

○委員（太田嘉一） 事務支援費の総額が幾らになるのか、後で結構ですので、教えてください。

【縁結びサポート事業費】

○委員（藤田豊治） この事業によりカップルがどのくらい結ばれましたか。この事業で苦勞された点はどのようなことですか。今後の課題はどのようなことですか。3点お願いします。

○松木男女共同参画課長 この事業は平成29年8月に愛媛県法人会連合会と業務委託契約を締結し、愛媛県が当法人会に設立したえひめ結婚支援センターと連携を図り、9月に女性総合センターに縁結びサポートセンターを開設し、お見合いシステムである愛結びコーナーの設置運営、交流イベントの開催により、出会いの場、機会を提供し、結婚サポーターによる交際フォローを行っています。これまで、愛結びでは70組、交流イベントでは31組のカップルが成立しており、現在、複数のカップルが良好な交際中との報告を受けていますので、この事業による成婚の報告があるものと思っています。なお、この事業開始以前より、市内在住の方で、えひめ結婚支援センターによる愛結び、交流イベントによりカップルとなり成婚された方は12組報告を受けています。苦勞した点は、この事業は独身の男女、親御さんを含めいかに多くの市民に知っていただき利用していただけるかが重要であり、広報、周知について苦心しました。市政だより、ホームページ等の市の広報媒体を初め、チラシの配布、ウィメンズプラザにおける縁結びサポートセンター開設記念パーティーの開催、新聞社の取材による記事の掲載、ケーブルテレビによるCMの放映、フリーペーパー3社への掲載等広報、周知に努めました。愛結びの利用者は平成29年度には、月平均80人程度でしたが、平成30年度は120人程度となり、この事業の周知が深まっているものと考えています。市政だより10月号には、これまでの事業内容と状況などを特集記事で紹介しており、今後も広く多くの方に利用していただけるよう努めます。課題としては、引き続き、この事業を市民、企業に理解していただけるよう、交流イベントや愛結びの周知に

努め、広く多くの方に利用していただくことだと思っています。また、交流イベントや愛結びでの立ち会いや交際フォローをボランティアの結婚サポーターが行っていますが、結婚サポーターのスキルアップを図るなど、よりカップルから成婚に向かうようフォローしていくことが必要だと考えています。

【防災安全管理費】

○委員（米谷和之） 避難所運営マニュアルの作成について、平成29年度はどのような取り組みを行ったのか、またその現状をどう分析、把握しているのか、お伺いします。

○原市民部総括次長（防災安全課長） 避難所運営マニュアルについては、平成29年6月末に新居浜市版の避難所運営マニュアルを作成し、10月に市連合自治会、小中学校校長会、公民館長会、防災士ネットワークの各団体に対してマニュアルの内容を説明し、地域版の避難所運営マニュアルの作成について協力をお願いしました。

その中で、どこかモデル的に取り組んでもらい参考としたいというような御意見をいただいたことから、角野校区防災会に対してその取り組みをお願いしたところ、了承をいただきましたので、平成29年12月から着手していただき、月1回開催されています角野校区防災会定例会の中で作成を進めていただいているところです。

次に、現状の分析と把握について、角野校区防災会では、地域版の避難所運営マニュアルの必要性、重要性を御理解いただき、毎回役員の皆さんを中心に熱心に取り組んでいただいております。行政としてもその場に参加させていただく中で、地域の中で話し合うことにより、有事の際に役立つものができるものと期待しているところです。

その一方で、避難所運営マニュアルを一から作成していく場合には時間を要するというのも明らかでありますので、モデルとして取り組んでいただいている角野校区防災会の避難所運営マニュアルがまとまりましたら、その成果を生かし、より効率的に他の校区へ広げる方策についても検討していきたいと考えているところです。

○委員（米谷和之） 角野校区防災会はかなりしっかりした組織だと思いますが、そこでも1年近くかかってもまだ取りまとめが終わってないということですが、角野でのマニュアル作成の見直しをお伺いします。

○原総括次長（防災安全課長） 角野校区防災会の当初の想定では、10月末に何とか一つの形をというような見通しをお持ちだったようです。

ただ、校区の中でいろんなことをしながらの取り組みですので、モデル的に取り組んでいただきたいということで、特にこちらから期限を定めてはいませんので、もうしばらくという印象を持っています。

○委員（米谷和之） もちろん市民の皆さんに自主的に取り組んでいただかないといけない事業であるのは十分理解していますが、角野校区だけではなく、ほかの校区にも当然拡大していかなければいけない。先日の議会でも、部長からはあくまでも各地域の自主性で行っていただくというふうに伺いましたけれど、いつ来るかもわからない災害と言いますが、このマニュアルの作成と市の事業については、いつ完成するかわからないでは困ると思います。そうすると、今年度これ以降、来年度より早く完成するような具体的な取り組みが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○原市民部総括次長（防災安全課長） 角野校区防災会の避難所運営マニュアルがまとまりましたら、その成果を生かして、より効率的に他の校区へ広げる方策について検討していきたいと考えています。

【家具転倒防止等推進費】

○委員（小野辰夫） この予算について、昨年と比較して非常に少なくなっている。将来30年以内に70%から80%の確率で南海地震が起こることですが、自治会加入率が約63%で、約40%は市政だよりを見てない。どのようにして市民に伝えるのか、お聞きしたいと思います。

○原市民部総括次長（防災安全課長） まず、家具転倒防止等推進事業の申請件数は、事業を開始した平成25年が175件、平成26年度が107件、平成27年度が38件、平成28年度が58件、平成29年度が26件という状況になっています。このうち平成28年度については、前後の年に比べてふえています。この中でも平成28年5月、6月に申請件数が大きく伸びており、これは恐らく平成28年4月に起きた熊本地震の影響によるものではないかと推察しているところです。

また、愛媛県による地震被害想定調査では、南海トラフ巨大地震の際、家具転倒により亡くなら

れる方は57人と想定されており、地震から命を守る対策として、自分の命は自分で守る自助の取り組みとなる本事業を推進しているところです。

本事業周知については、ホームページでのお知らせ、毎年市政だよりでのお知らせであります。平成29年度については6月、8月、10月、12月の4回お知らせしています。

また、公民館報でのお知らせについても、8公民館の公民館報の中で取り上げていただくほか、出前講座等でも周知させていただいており、今後、例えばFMラジオ等も使うなどさまざまな機会を通じて、広く広報に努めていきたいと考えています。

【地域防災力向上促進事業費】

○委員（高塚広義） 自主防災組織育成事業の具体的な取り組みと、成果と課題について伺います。次に、防災士養成講座負担金とありますが、防災士育成のビジョンについて伺います。特に、女性や高校生、高専生などへの防災士育成の呼びかけは行っているのか伺います。あわせて、各単位自治会最低1人の防災士の確保ができればいいと思いますが、地域の避難所運営においての中心的な役割を担うであろう公民館職員、学校の教職員等への防災士育成の呼びかけをどのように行っているのかわかる範囲でお願いします。次に、単位自治会での防災訓練等が必要になってくようかと思いますが、市として具体的なアクションを起こしているのか伺います。

○原市民部総括次長（防災安全課長） 自主防災組織育成事業の取り組みについては、自治総合センターのコミュニティ助成事業を活用して校区自主防災組織が行う地域の防災活動に直接必要な設備等の整備を行うものです。平成29年度は大生院自主防災連合会が採択され、200万円の助成を受け、防災資機材等を整備しました。本事業は100%の補助で補助額も上限が200万円と有利な制度で、成果としては、本事業を活用して平成23年度に角野校区、平成25年度に垣生校区、平成27年度に宮西校区、平成29年度に大生院校区の防災資機材等の充実が図られていますが、事業採択の実績が2年に1校区というような結果になっていきますので、全校区を一巡するにはまだまだ時間を要するといったところが課題ではないかと考えています。防災士の養成については、自主防災組織における防災活動の中で中心的な役割を担うことが

できる人材を確保するということを目的に平成23年度から毎年度防災士の養成を行っており、現在458名となっています。また、単位自治会に1名以上の防災士を育成したいとの考えを持っていますが、現状は307自治会のうち、防災士がいるのは148自治会となっており、連合自治会を通じて防災士養成講座の呼びかけを行う際には、防災士のいない単位自治会から積極的に推薦していただくようお願いしたいと考えています。なお、女性や高校生等の若者に対する呼びかけはすでに行なっており、女性が94人、10代、20代合わせて24人という状況です。単位自治会単独での防災訓練については、平成29年度に15自治会で実施されており、1,310人の参加がありました。単位自治会全体では、9%の実施で、なかなか単位自治会単独での実施は難しいと思われませんが、単位自治会の中で、隣近所での避難経路の確認、安全確認、早めの避難の呼びかけなどの訓練は、災害時に非常に役立つ訓練なので、毎年行われている校区の防災訓練の中で、初めに地震の発生を想定した参集訓練から行われている校区もあります。行政としても校区の防災訓練が計画される際には、こういった取り組みについてもお願いしたいと考えています。

【避難所資機材等整備事業費】

○委員（仙波憲一） 予算も減っていますが、十分な資機材を準備できたと考えていますか。

また、現在、さまざまな災害が想定されているわけですが、過去の災害やそのことに対する避難所は適正であって、なおかつ実際の現場に資機材の整備ができていのかということ、例えば障害者が避難した場合や帰宅困難者が出た場合の対応も含めて、整備されているのかどうか、お聞きしたいと思います。

○原市民部総括次長（防災安全課長） まず、避難所への資機材整備については、平成26年度から平成28年度までの3カ年で愛媛県の補助を受けまして、小中学校、高校、公民館、福祉避難所等の指定避難所へ発電機、投光器、簡易トイレ、備蓄倉庫、標高標識等を整備したところです。

平成29年度は、平成29年1月4日にはびねす福祉会が運営しているV I V R Eという施設について、新たに災害時における福祉避難所としての使用に関する覚書を締結したことを受けて、当施設へ標準的な避難所資機材としてLED投光器1

台、発電機1台、簡易トイレ2セットを整備しました。

次に、避難所資機材が実際の現場に対応しているのかについて、まず、障害者については、介護トイレ、簡易ベッド、パーティション、車椅子等が災害の際には必要となるものと思っておりますが、一般の避難所には十分整備できていないのが現状です。障害者を含めて、避難所での生活が困難な要配慮者については、一般の避難所から福祉避難所へ移っていただくこととなりますから、福祉避難所における資機材として、今後整備を検討したいと考えています。次に、帰宅困難者については、愛媛県地震被害想定調査において、市外から来ている人で帰宅ができない人が、最大で6,938人と想定されています。この帰宅困難者に対しては、一般避難所での受け入れも可能ではありますが、まずは企業など事業者とも協力しまして、連絡手段あるいは滞在場所の提供などの必要な支援を行うことにより対応したいと考えています。

○委員（仙波憲一） 平成16年に国道、高速道路、列車、県道、市道全部が潰れ、実際に帰宅困難者が出ました。車も国道から畑に流れました。そういう現実があることに対して、そこに避難所があるかということ、ありません。結果的に今やっていることは、本当にハザードマップに基づいていますか。例えば暖房がそこにあるから、公民館があるから、とりあえず避難所したらいいということは、平成29年ぐらいからちょっと考えたほうが住民に優しいのではないかと思います、その辺はどうされたのでしょうか。

○原市民部総括次長（防災安全課長） ハザードマップの中には当然津波の浸水区域や液状化区域、あるいは土砂災害警戒区域等があります。その中に指定避難所も一部あり、津波の場合には指定避難所として役に立たないというような場所も現実的にはあります。地域の中でそういった場合にどこに逃げていただくかというところでは、小中学校、高校、公民館であり、指定避難所というところを使う中で、いざ津波の場合には2階へ逃げさせていただくというような、災害に応じた対処によりまして、避難所運営に努めていきたいと考えています。

○委員（仙波憲一） 避難所運営を聞いているわけではなく、そういうときに資機材は大丈夫なの

かを聞いています。

○原市民部総括次長（防災安全課長） 資機材ついて、今現在そろえているのは、避難所に最低限必要な標準的な資機材ということで、発電機や投光器、簡易トイレです。あらゆる災害を想定した場合には標準的なもので足りるのかどうかというような議論もあるかと思いますが、一定程度は留意されているのではないかと考えているところです。

【花いっぱいのまちづくり事業費】

○委員（藤田豊治） 今年の国体では来市者によりおもてなしができたのではないかと思います。評価はどのように考えていますか。

2点目、国体時に花いっぱいでの迎えようということで始まった事業ですが、以前コミュニティ活性化事業の花いっぱい事業として各校区で展開されていましたが、それを継続している校区はどのようになっていますか。

3点目、例えば台風や豪雨時の対応、水やり、植えかえ、中学生による苗の育成等、大変であると私のほうにも声がいっぱい届いています。市として、花の世話をしている方の声を聞いていますか。

4点目、交付金の使い方はフォローしていますか。

5点目、一過性のものとなるように思えますが、考えはありますか。

6点目、今後の課題はどのようなことですか。

○長井地域コミュニティ課長 まず、事業の評価について、本事業では花づくりを通じて国体参加者へのおもてなしのまちづくりを進めるという点で一定の成果があったものと考えています。

次に、本事業については、国体開催を契機に花づくりを通じて優しいおもてなしの心を育て、市外から訪れる人に対して歓迎の気持ちを表現するため、国体会場に関係する泉川、金栄、船木、高津、宮西、新居浜の6校区で取り組みを進めていただきました。国体終了後は、本市の玄関口となる船木と泉川の2校区で事業を継続していただいています。

コミュニティ活性化事業の花いっぱい事業については、各校区でシンボルとなる場所を選定していただき、自治会や公民館、小学校等が連携をして、花づくりを通じてまちづくりを進めようとした事業です。なお、この事業については、平成

30年度から予算縮小により廃止をしています。

次に、地域の声を知っているかということについては、特に夏場の水やりについて苦慮しているというお話をお伺いしていますが、各校区でいろいろ工夫をしながら取り組みを進めていただいています。

続いて、交付金の使い方について、本事業は、事業実施校区の取り組みの実情に合わせて創意工夫をいただくこととしており、交付金の支出等についても校区の自主性を尊重することが地域の活性化に寄与するものと考えていますが、より適正な事業執行のために、今後とも指導や助言など適切なフォローを行ってまいります。

次に、一過性のものにならないかということについては、花の植えかえや水やり等々、地域に負担がかかっているという状況もありますので、今後については、無理のかからない、継続可能な花づくりの方策について地元と協議をしていきたいと考えています。

最後に今後の課題ですが、花いっぱいのはまちづくりは住む人のみならず、本市を訪れる人も魅了するもので、本市のまちづくりに重要なものであると考えています。今後は、一部の校区だけではなく、全市的な取り組みとなるように、より効果的な事業展開について庁内の関係課所と連携しながら検討を進めたいと考えています。

【地域づくり促進事業費】

○委員（米谷和之） 平成29年度の事業成果をどう総括していますか。

また、具体的な地域での活動にどう結びついているのか、お伺いします。

○長井地域コミュニティ課長 まず、平成29年度の事業成果について、地方創生コミュニティ・イノベーター志縁塾の開催では、4回の課題演習、講義等を通じて、さまざまな分野のリーダーの縁結びと自覚の醸成、将来のまちづくりを担うための知識や技術のレベルアップが図られたものと考えています。

また、首長部局等との協働による新たな学校モデルの構築事業については、別子銅山ガイドブックの制作による地域の情報発信、岡山県欠掛高校との連携交流の促進、研修会等の開催により南高校生のコミュニケーション能力やファシリテーション能力の向上、地域への愛着や誇りの醸成、いわゆるシビックプライドの醸成が図られたのでは

ないかと考えています。

次に、具体的な地域での活動への結びつきということで、この志縁塾の取り組みは、将来のまちづくりを担う人づくりの事業でありまして、なかなかすぐに結果に結びつくものではありませんが、学んだ知識や技術はこれからのまちづくりに役立つものと考えています。

今後は、中間支援組織や市民活動団体との連携を図る中で、有効な人材の活用に結びつけていきたいと考えています。

新たな学校モデル構築事業については、高校生が小中学校の出前講座や地域イベント時の講師、ガイド等として招かれ、地域の歴史資源や地域の魅力等の積極的な情報発信につながっており、また自身のキャリア教育の向上にもいい影響があったのではないかと感じています。

また、今年度から開設をしている南高の地域共創系列において、別子銅山などの歴史資源を教育資源として活用し、新居浜学やフィールドワークなど、教育プログラムや新授業カリキュラム構築につながったものと考えています。

今後も、高校生との情報交流を図る中で、高校生のアイデア等を生かした地域の活性化などに結びつけていきたいと考えています。

○委員（米谷和之） コミュニティ・イノベーターについてお尋ねします。先ほどから課題にもなっているように、各自治会の加入率はどんどん下がっています。私は、人づくりはもちろん基本で非常に重要だと思いますが、実際にそれぞれの地域で活動を起こしてもらえる方々、それぞれの自治会あるいはコミュニティーを引っ張っていただけるような皆さん、例えば防災については防災士の皆さんが中心になるとは思いますが、それよりは防災士等の枠も離れて、それぞれの地域の中で行動の先頭に立っていただけるような方がふえてもらいたいと考えています。

そういう意味では、例えば防災なら防災等のテーマに絞って、1年間各地でどういう取り組みをしているのか、それを自分の自治会あるいは地域に持ってきて同じような活動をするためにはどうするのか、そういう具体的な事業について学ぶ場にしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○長井地域コミュニティ課長 支縁塾等の取り組みを通じて、これからまちづくりで活躍を担って

いただきたいリーダーの育成を目的としてこの事業を行ってきました。今後は、テーマを絞った研修という提案も検討するとともに、例えばともに学んだ塾生のネットワークの確保や交流機会を設けるといったことも含めて、より有効な人づくりにつながるよう検討を行いたいと思います。

【個人番号カード交付事業費】

○委員（小野辰夫） 交付枚数は当初の予定どおりですか。予定どおりでない場合はどこに問題がありますか。国の問題ではあるが、市としてできるものがあるのかをお聞きしたいと思います。

○酒井市民課長 まず、交付枚数について、国では予算上、制度開始の2カ年でカードの作成枚数を合計3,000万枚と算出していましたが、平成30年8月末の交付枚数は1,507万1,748枚で、当初の予定と比べても半数程度となっています。

なお、本市における交付枚数は平成30年9月末現在1万356枚で、率にして8.57%となっており、事務事業評価では実績が目標値を上回っています。

次に、問題点は、やはり市民の方にこのカードを持っていて便利だと思ってもらえていないことだと思います。ですので、対策も、逆説になりますが、カードを持っていると便利だと思ってもらうことが大事だと思います。他市では図書館の本の貸し出しや選挙の投票所の入場受け付け、避難所の入退所受け付け、市役所の職員の出勤の管理などにも利用しており、本市でも庁内で検討はしていますが、カードの交付を担当している市民課として交付率向上に努力できることは、窓口や電話で今なおこの制度に対する不信感や苦情をよく受けますので、その不安感を払拭するために根気よく丁寧な説明を繰り返すこと、またカードの申請方法等をわかりやすく説明することが大切だと思っています。

【高齢者交通安全対策費】

○委員（藤田誠一） 高齢者交通安全教室の回数、参加人数はどうなっていますか。交通安全教室では誰がどのようなことを教えていますか。行政として交通安全教室の指導の中で周知に努めていることは何か、お尋ねします。

○原市民部総括次長（防災安全課長） 交通安全教室については、平成29年度から新居浜交通安全協会に委託しており、実績として、交通安全教室が計33回実施され、参加者数は延べ853名となっ

ています。

高齢者交通安全教室は、交通安全協会の市内12支部において地域の高齢者を対象に開催しており、交通安全啓発用のDVDや各支部で作成したチラシなどを利用した交通安全のルールやマナー等の啓発を行っているところです。

また、日程等の調整ができましたら、新居浜市内の交通事故について、新居浜警察署の交通課員による概況や注意点も、あわせて説明していただいている状況です。

行政として周知に努めていることについては、高齢者の交通事故は、歩行中や自転車乗車中の死亡事故が多く、また高齢者自身の法令違反がその一因となっていることや、例えば歩行者は道路横断中に車両と衝突する横断中死亡事故、自転車乗車の場合は交差点において出会い頭に車両と衝突する事故が多くなっており、特に夜間、あるいは左からの進行車両と衝突するという事故が多いというのが特徴となっていることを踏まえて、高齢者交通安全教室では、信号機や横断歩道のない交差点などでの歩行時には特に気をつけていただきたいということと、夜間の反射材の着用や早目の自転車等のライトの点灯をお願いするとともに、アクセルとブレーキの踏み違いや高速道路の逆走等の高齢ドライバーの交通事故率が高いことの注意喚起に努め、平成30年からは運転免許証の自主返納制度もあわせて紹介するよう依頼しているところです。

【人権啓発推進費】

○委員（藤田誠一） スポーツ組織と連携した人権啓発活動として愛媛FCによるサッカー教室を開催していますが、どのような事業を行っていますか。また、本事業はこれまで数年間にわたって継続的に実施してきたようですが、どのような成果がありましたか。

○青木人権擁護課長 本事業は、人権啓発活動地方委託事業という名称で、法務省が都道府県や政令市等に委託しており、本市は県からの再委託を受けて実施をしています。

平成29年度は、新居浜小学校の6年生に花を育ててもらい、校区内の福祉施設などに花を届ける人権の花運動という事業を行いました。この事業と同時に愛媛FCの選手やスタッフに来校してもらい、サッカー教室を開催しています。選手から人権に関するメッセージをもらったり、児童全

員とのミニゲームや花の植えつけ作業にも参加するなど、技術の習得というよりは参加者同士の触れ合いを重視した事業として行っています。

次に、事業の成果については、平成24年度から、川東、上部、川西の順序で年1回各小学校を会場として実施をしてきました。実施終了後のアンケートによると、みんなと協力することや友達を大切にすることを学んだとか、人権のことやいじめ、差別の問題についても考えることができたなど、ほぼ全児童から参加をしてよかったという感想をもらっており、先生方からも、行事を絡めて人権に関する授業を行ったり、子供たちが人権に関して楽しく身近に考える活動ができたというふうな評価をもらっています。

この事業を通じて、プロスポーツ選手との交流を行い、花の植えつけ作業などで参加者同士の触れ合いを深めることで、子供たちの中に優しさや思いやりの心を育むことができたと考えています。

【住宅新築資金等貸付事業特別会計】

○委員（藤田豊治） 貸付金の回収については担当部署において努力をされて、成果を上げられていると思うが、回収状況をお伺いします。

○青木人権擁護課長 この事業については、同和对策事業特別措置法による地域の住環境整備を目的としたもので昭和48年から平成7年まで442名の方に23億1,234万円を貸し付けしています。現在の回収状況については、平成29年度末で、貸付金の総調定額が28億7,116万5,000円でその内収入済み額が27億919万1,000円、全体の徴収率が94.36%となっています。貸付者442名の内、全額償還済みの方が393名、債権放棄等により不能欠損処理を行った方が3名、現在も償還中の方が46名という状況です。この事業の公債費償還は平成32年度で終了する予定ですが、回収に関する業務は継続して行う必要がありますので、現在は担当課において戸別訪問等による納付交渉や、分割返済者の増額交渉等にも取り組んでいる状況です。また、回収が困難な債権については、顧問弁護士や債権管理課等からの助言や支援も受けて、法的措置も視野に入れた適正な債権管理を行っている状況です。

午後 4時38分閉会

